

平成26年第2回定例会会議録（第4号）

平成26年6月16日

○出席議員（25名）

1番	森		大	輔	君	2番	三	重	忠	昭	君
3番	手	束	貴	裕	君	4番	野	上	泰	生	君
5番	森	山	義	治	君	6番	穴	井	宏	二	君
7番	加	藤	信	康	君	8番	荒	金	卓	雄	君
9番	松	川	章	三	君	10番	市	原	隆	生	君
11番	国	実	久	夫	君	12番	猿	渡	久	子	君
13番	吉	富	英	三郎	君	14番	黒	木	愛	一郎	君
15番	平	野	文	活	君	16番	松	川	峰	生	君
17番	野	口	哲	男	君	18番	堀	本	博	行	君
19番	山	本	一	成	君	20番	永	井		正	君
21番	三ヶ	尻	正	友	君	22番	江	藤	勝	彦	君
23番	河	野	数	則	君	24番	泉		武	弘	君
25番	首	藤		正	君						

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市	長	浜 田	博 君	副 市 長	中 尾	薫 君
教 育 長	寺 岡 悌 二 君	水道企業管理者	永 井 正 之 君			
総 務 部 長	伊 藤 慶 典 君	企 画 部 長	釜 堀 秀 樹 君			
建 設 部 長	岩 田 弘 君	ONSENツーリズム部長	大 野 光 章 君			
生 活 環 境 部 長	浜 口 善 友 君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	湊 博 秋 君			
消 防 長	笠 置 高 明 君	教 育 次 長	豊 永 健 司 君			
政 策 推 進 課 長	稲 尾 隆 君	職 員 課 長	樫 山 隆 士 君			
財 産 活 用 課 長	原 田 勲 明 君	秘 書 広 報 課 長	永 野 康 洋 君			
自 治 振 興 課 長	安 達 勤 彦 君	情 報 推 進 課 長	池 田 忠 生 君			
温 泉 課 長	宮 崎 徹 君	農 林 水 産 課 長	八 坂 秀 幸 君			

次長兼環境課長	伊 藤 守 君	社会福祉課長	安 藤 紀 文 君
高齢者福祉課長	中 西 康 太 君	都市政策課長	後 藤 孝 昭 君
都市整備課長	生 野 浩 祥 君	建築住宅課長	江 口 正 一 君
次長兼建築指導課長	竹 長 敏 夫 君	教育総務課長	重 岡 秀 徳 君
学校教育課長	篠 田 誠 君	生涯学習課長	本 田 明 彦 君
消防本部副署長	長 野 国 憲 君		

○議会事務局出席者

局 長	檜 垣 伸 晶	参事兼庶務係長	宮 森 久 住
次長兼議事係長	浜 崎 憲 幸	次長兼調査係長	河 野 伸 久
主 幹	吉 田 悠 子	主 査	溝 部 進 一
主 査	波多野 博	主 任	甲 斐 健太郎
主 事	穴 井 寛 子	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第4号）

平成26年6月16日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 4 号により行います。

日程第 1 により、6 月 13 日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○16 番（松川峰生君） それでは、通告の順に従って質問をさせていただきます。

まずは、公共施設の現状ということから入らせていただきます。

今、全国的にも少子化が進み、本市は 14 市の中でも高齢化率が高い位置にある、そのように私は思っております。特に経済の不安定、税収の増加を望むには厳しい状況かな。これは決して別府市だけの問題ではないと思います。特に社会保障関連費の増大が見込まれ、学校施設を初め既存の公共施設を保有し維持していくには、財政面においてもかなり厳しい状況が予測されます。

昨年 12 月定例会で市有財産利活用推進特別委員会が設置されました。これは、別府市の全ての市有財産の利活用について検証し提言をしていくこととなりますが、そこで、現在別府市の公共施設と数、その延べ面積は、まずどのくらいあるかお答えください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本市が保有いたします公共施設は 381 施設、棟数は 835 棟でございます。また、建物の延べ床面積は約 51 万平方メートルとなっております。

○16 番（松川峰生君） 51 万平米、大変大きな数で、例はいいか悪いかは別にして、近鉄跡地が 4,000 平米ですから、それから比較するとものすごく膨大な敷地面積、床面積になるかと思えます。

そこで、この別府市が保有する公共施設のうちに、まず 30 年を超えている施設と棟数、延べ床面積はどのくらいあるのかお答えください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

築後 30 年を経過している施設は 243 施設、棟数は 547 棟で、建物の約 65%が該当いたします。また、延べ床面積につきましては、約 33.3 万平方メートルとなっております。

○16 番（松川峰生君） 別府市の公共施設白書をいただきました。その中で見てみますと、この延べ床面積の割合を見てみますと、一番比率の大きいのが公営住宅の約 30%です。2 番が学校施設で約 26%、3 番に暮らしその他、4 番が商工関係、福祉関係というふうにもこの資料でなっておりますけれども、やはり公営住宅、学校が半分以上占めている状況であります。

そこで、この施設におきます旧耐震基準の施設数と棟数と延べ床面積と、新耐震基準はどのようになっていますか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

旧耐震基準で建設されているものは 482 棟であり、建物全体に占める割合は 58%となっております。また、建物の延べ床面積につきましては、約 29.4 万平米となっております。また、新耐震基準で建設をされているものにつきましては、353 棟であり、同様に 42%、また延べ床面積につきましては、約 21.6 万平方メートルとなっております。

○16 番（松川峰生君） 旧耐震のほうが新よりも多いという状況で、いかに別府市も古い建物が多いかという状況であろうかと思いますが、まずは旧耐震と新耐震の違いを教えてください。

○次長兼建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

旧耐震基準と新耐震基準の区分は、建物の建築着工日で区分をされております。この着工日の基準日は 1981 年、昭和 56 年 6 月 1 日を基準日としております。これ以降の建物につきましては、新耐震基準建築物と称しております。この新耐震基準につきましては、い

いわゆる粘り強さというのが構造計算の設計仕様の中に盛り込まれております。この粘り強さがあることで震度6強から7の大地震についても、変形は残りますけれども、倒壊、崩壊を免れる、こういうふうになります。特に阪神淡路大震災のときには、甚大な被害を受けた建物は旧耐震建築物という調査結果が出ております。

- 16番（松川峰生君） 今お聞きしましたら、やっぱり新と旧の基準では大きな差がある。先ほど、阪神淡路大震災では大きな、新しい基準の場合は残る施設も多かったというようなお話を聞きました。

そこで、子育て支援系の施設、保健福祉系の施設、市民文化系の施設、学校教育施設は、現状はどのようになっていますか。

- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

コミュニティーセンターまた公民館、美術館、図書館等の集会展示施設につきましては48施設で56棟、社会福祉会館、別府市の保健センターなどの医療保健福祉施設は6施設で9棟、子育て支援センター、児童館、保育所等の児童福祉関連施設は、14施設で14棟、小中学校等の学校教育施設につきましては、42施設で232棟となっております。

- 16番（松川峰生君） 今御答弁いただきましたけれども、公共施設の中で学校施設の占める割合が非常に大きいと思います。現在教室棟を含む全ての学校棟の中でまず空き教室、どのようになっていますか。

- 教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

市内の学校施設は、幼稚園15園、小学校15校、中学校8校、別府商業高校となっております。小学校、中学校、高校には、通常授業を行う普通教室と、理科や音楽、家庭科、コンピューター室等の特別な機能が必要な特別教室がございます。この普通教室と特別教室、それから幼稚園の保育室棟を除く教室は137教室で、全教室の約20%となっております。

- 16番（松川峰生君） 137教室が20%ということですが、これは1つの学校が空き教室になっているという状況ぐらいではないかと思います。その空き教室の現状、使い方はどのようになっていますか。

- 教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

小中学校の普通教室及び特別教室以外の教室の活用状況をお答えいたします。

小中学校では103教室となっております。算数や数学、英語等の少人数指導教室が28教室、学年集会等による活用が24教室、学習資料や教材の展示保管として活用している教室が15教室、児童会や生徒会活動として活用している教室が12教室、ランチルームやふれあいルームとして活用している教室が4教室、その他の活用が20教室となっております。

- 16番（松川峰生君） 空き教室が結構ありますけれども、それぞれの学校でこの空き教室をうまく利用している状況が、今、課長の答弁で十分把握しましたけれども、せっかくあるのですから、またいろんな面でこの空き教室を無駄にならないように使っていただくことも大事ではないかなと思います。

そこで、この学校施設については、文部科学省が、古くなった公立小中学校の校舎を全面的に建てかえるのではなく、部分的な改修により耐久性を高めるよう地方自治体に促していると思います。校舎の改修に対する補償制度では、国は平成12年度まで事業費の3分の1を負担していましたが、平成13年度からは7割強を支援しています。約2,000億円だった事業費の上限も撤廃しています。教育委員会としては、この財政負担軽減を促す文部科学省の活用呼びかけについてどのように考えていますか。答弁ください。

- 教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、現在校舎等の耐震工事の完了を最優先事項として取り組

んでいるところでございます。今年度には、統合が予定されている校舎を除きまして、全ての耐震工事が完了する予定でございます。

ただいま議員御指摘いただきました長寿命化対策につきましては、新しい改修方法ということでコストを抑えながら建てかえ同等の教育環境の確保が可能であるなどのメリットもあるようでございます。現在行っている耐震工事終了後、改めて通知された手引き等を研究しながら対策を検討していきたいと考えております。

○16番（松川峰生君） 今、次長のほうから、確かに耐震工事、学校、それぞれことし完了するというお話を聞きました。いずれにしても建物本体の寿命がくれば、これを改修、改築しなければなりません。このことについても早急に教育委員会で検討すべきことではないかなと思いますので、ぜひこれは早急に検討していただきたいな、そのように思っています。

実は、別府市の基本構想というものをいただきました。この中でずっと私読ませていただきましたけれども、こういう改修、その他については余り大きく書かれていないのですね。特に「行財政の健全化への対応」というところの項で、「備蓄された社会資本ストックの適正管理」という項があるのですが、ここでも「公営住宅などの更新時期が迫る中で今後の施設の必要となる維持補修費を見直す必要がある」。どちらにしてもやっていかなければならないなというふうに思います。

また、教育委員会が昨年の9月に出しています「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書」というのが出ております。その中で「課題」という欄があります。そこを見てみますと、「耐震化が完了しても、校舎等の老朽化が改善されているわけではないため、今後は学校建物の長寿命化を図る必要がある。耐震化は、強い地震により倒壊しないよう補強することであるが、長寿命化は、老朽化により生じる天井の雨漏りや外壁の落下、配管の破損等のふぐあいを解消することにより、構造体の長寿命化を図ること」ということにやっばりなっていますので、今、次長が答弁したような内容のことだろうと思いますので、しっかりとこういうことも検証していただきたいな、そのように思っております。

次に、この建てかえ工事、保全工事、改修工事、公共施設に係る投資的経費は、過去5年間でどのようになっているのか。また、早急に長期的な施設の維持管理を計算し、将来を見据えた対策をとらなければならないと思いますが、その点についてはどのようになっていますか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

私のほうから、1点目の投資的経費の部分についてお答えさせていただきたいと思います。

現在財産活用課が作成した公共施設白書をもとに将来の改修、建てかえについてコストシミュレーションを行っています。そのための参考数値として財産活用課が設定した抽出条件、例えば道路や公園等を除いて算出した修繕費等は、平成20年度から24年度までの5カ年を平均すると、1年当たり約18億6,000万円になっております。本市の場合、公共施設の数が多いので、これから必要になる更新費用は莫大なものになると推測しております。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えします。

私のほうからは、将来を見据えた財政措置ということで御答弁をさせていただきます。

本年4月、国から各自治体に公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がございました。人口が減少する中で限られた財源で施設を維持するためには、先ほどからお話にあります小中学校の統廃合のみならず公共施設の再編は、避けて通れないと考えているところでございます。その過程におきまして、行政用途を廃止した市有財産が発生した場合には、

公共目的の利用優先を原則としつつも、売却または貸し付け等の有効活用を積極的に図る必要があるかというふうに考えております。また、それによって生じた収益を公共施設の更新費用の財源に充てることも考えなくてはいけないのかなというふうに思います。

財源につきましては、起債と基金を活用していきたいと考えておりますが、他の自治体におきましては、公共施設を再編するための特定の基金を設置している例もございます。今後、そういう基金の導入も検討していかなければならないというふうに考えております。

今後、公共施設の更新や長寿命化のマネジメントを進めるためにも、マネジメントを進める財産活用課と建設部、教育委員会、各施設所管課と横断的に連携をしながら、また議会で設置しております市有財産利活用推進特別委員会の御意見もお聞きしながら議論していかなければならないというふうに考えております。いずれにしましても、全庁的な大きな課題でございますので、今後財源と政策の調整を十分協議してまいりたいというふうに考えております。

- 16 番（松川峰生君） 今、部長から建設的なお答えをいただきました。将来を見据えて莫大な費用がかかります。その場になってお金を都合するといってもなかなか難しい状況にあります。例えば民間の方たちも 1 つの大きな、生涯に 1 回しかない大きな買い物、自宅あるいはマンションを買うときには、満額借り入れでやる方もおるかもわかりませんが、基本的には皆さん、それを目的に、何かあつてはいけなくて全ての費用の何分の 1 かは自己資本を用意して残りをローンにする、そういう形をとるだろうと思うのです。

あわせて、今、部長がおっしゃった基金はこの専用に、これのみの専用に基金を積み立てるというような方向でまた考えていただきたいな、そう思いますので、どうぞ、ぜひ検討していただきたいと思います。

そこで、まず次の建物の構造等による耐用年数もこれから変わっていくと思いますが、木造、鉄筋鉄骨コンクリートづくり、鉄筋コンクリートづくり、それぞれの耐用年数は今のくらいになっていますか。

- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

国土交通省都市局所管、補助事業実務必携に示されている処分年限期間の数値で見ますと、木造は 22 年、鉄骨鉄筋コンクリートづくり及び鉄筋コンクリートづくりは 47 年となっております。

- 16 番（松川峰生君） 今後、既存の施設を建てかえるには改修とか、それから全て建て直すとか、いろんな状況が出てくるだろうと思うのです。それに合わせていろんな選択肢も必要ではないかなと思います。

そこで、この施設の長寿命化計画については、現在どのように考えておりますか。

- 総務部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

先ほど教育委員会の方から答弁がありましたが、学校施設の耐震化計画はありますが、その他公共施設の長寿命化の計画は、策定している施設としましては、市役所の本庁舎と、それから市営住宅のみでありまして、一般施設につきましては、策定をされていません。現在施設の現状分析や評価などを行う公共施設マネジメント計画を策定中ではありますが、今後これらの分析等を踏まえて本市の公共施設のあり方、また見直すことが必要かどうか、こういう点について長寿命化計画を図っていくのが適当なのか、それとも更新をしないほうがいいのか、そのあたりまでを含めて協議が必要になってくようかというふうに考えております。

- 16 番（松川峰生君） 今、部長のほうから公共施設マネジメント計画の策定を進めていくというお話がございました。どちらにしても膨大な金額になるかと思います。これは本当に全庁体制で臨まなければ、別に学校とかこういう庁舎だけで、全ての建物についていずればやっていかなくってはならない状況にありますので、それを早いときからこの段階を

把握して、もちろん市有財産利活用推進特別委員会でも今後これを、議論を交わしていく予定になっておりますけれども、ぜひ早目早目にこの対応をしていただきたいな、そのように思っております。

そこで、国において、今自治体が実施する公共施設の長寿命化については、何らかの方針が出ていると思いますが、それはどのような方針が出ていますか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本年の4月22日付で総務省のほうから公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が示されております。指針の中で公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として、総合管理計画に記載する事業が示されておりますが、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、更新、統廃合、長寿命化など、どのように公共施設を管理していくかを、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考えを示した上で、公共施設の長寿命化について修繕や予防的修繕等による実施方針を策定することが求められております。

○16番（松川峰生君） 高度成長期に建てられた公共施設が、今インフラや一斉に建てかえや修繕の時期をこれからどんどん迎える時期になっています。これは先ほども申し上げましたけれども、決して別府市だけではなく全ての自治体に当てはまることだと思います。

そこで、公共施設の選択と集中を進める動きが今全国の自治体で広がっています。別府市とは財政規模も大きく違うのですが、政令都市であります北九州でも、この公共施設統廃合の専門副市長をわざわざ今回置くようになりました。これは全庁的な推進体制を整え、今後40年間で20%削減する目標を掲げています。一方で施設の再編成には住民の反対等も予測されておるようですが、全国的にも珍しい専任体制が、今北九州では取り組まれようとしております。

先ほど私もお話しさせていただきましたけれども、これだけ大きい予算を使うのですから、市長、ぜひその専門の方たち、このための、こういう将来は部とはいかないまでも、そういう専任体制をつくることも重要ではないかな。継続的なものですから、考えていくべきではないかな、そのように思っております。

そこで、この公共施設による将来のコストはどのように計算しているのか、お答えいただきたいと思います。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

平成25年度から公共施設白書をもとに情報の分析評価を進めておりますが、そのデータをもとに、既存の施設を維持するために必要な費用のシミュレーションを行っており、現在数値等の精査、またすり合わせを行っているところでありますので、公表までに時間的な御猶予をいただきたいと思います。

○16番（松川峰生君） ぜひ早目早目の対応をしていただきたいなと思います。

この項の最後の質問になりますけれども、将来的にこの公共施設の有効活用については、どのように考えておりますか。

○総務部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

人口減少それから少子高齢化の進展などによりまして、財政状況は今後ますます厳しいものになると予測をされております。

現在保有している施設をこのまま維持していくことが適当なのか、大変厳しい状況にあると考えております。また、本市が保有しております公共施設の多くは、昭和40年代から50年代の高度経済成長期に建設されたものが多くあります。ライフスタイルの変化に伴いまして、既存の公共施設のあり方を見直していくことも必要になってきていると考えております。既存の公共施設の分析、評価に基づき建物の現状、施設利用度、維持管理コスト等を総合的に勘案した上で、効率的また効果的な行政サービスを提供していくことが

今後必要というふうに考えております。

- 16番（松川峰生君） 先ほども申しましたけれども、特に少子高齢化が大きく影響している部分もあるかと思います。行政は、民間と違って収入というものがなかなか、税金という営業で得るものはないと思います。部長の答弁の中にありましたけれども、公共施設等の利用で得た収入などで少しずつでも積み立てをしていく。そして、その中で将来を見据えた計画をぜひ立てていただきたいということをお願いして、この項の質問を終わります。

では、次に移らせていただきます。

まず、入学式、卒業式における国歌斉唱についてであります。

私は、この議場で国歌・国旗については幾度となく質問してきましたけれども、入学式、卒業式での国歌斉唱については、来賓以外で今まで歌っていたのは、校長、教頭、一部の保護者で、全員とは言わないまでもほとんどの児童生徒、教職員は歌っていない状態ではなかったのかな、そのように私自身は思っております。しかし、近年、教育委員会の指導の成果もあり随分改善されてきたものと、そのように思っております。国歌については、まだまだ十分とは言いがたい状況であります。ことしは教育長や古田前学校教育課長や教育委員会、さらには現場の校長を初めとして地道な取り組みが実を結び、私は鶴見台中学校と緑丘小学校の入学式、卒業式に参加してまいりましたけれども、とてもすばらしい、はっきりした声で来賓、特に児童生徒の歌声には本当に感激いたしました。10年前には考えられない状況でした。この間、いろんな御苦勞があったのではないかな。このことについてはぜひとも今後この体制、この状況をつくっていただきたいなと思います。もちろん他の小学校、中学校に参加した議員にお聞きしたところ、とてもよかったという声をお聞きいたしております。

私は鶴見台中学校と緑丘小学校に行きますけれども、今、鶴見台中学校のPTA会長は手束議員であります。しっかりとしたPTA活動をされているように見えます。また、市原議員が北部中学校のPTA会長を今されております。両議員には、単Pはもちろんのこと、PTA連合会でも厳粛な卒業式、入学式を遂行するために、ぜひPTA活動を通じて保護者にも国旗、国歌の意義を啓発していただきたいな、そのように思っております。

そこで、この日の丸・「君が代」がなぜ法制化されたのかということのを少し検証してみたいなと私は思っております。近いところでは昭和49年3月、当時、田中角栄首相の時です。一度は日の丸・「君が代」を法制化する意向がされました。ところが、5年後の昭和54年6月、大平正芳首相になると、長年の習慣により国旗・国歌の認識が確立して既に広く国民の間に定着していると考えている。法律によって制度化する考えはないというように後退してしまいました。その後、10年を経過した平成元年2月、新学習指導要領で入学式や卒業式での日の丸掲揚と「君が代」の斉唱が義務づけられ、そのことにより平成元年の卒業式、入学式以降は、国旗としての日の丸が掲揚され、国歌としての「君が代」は、必ず斉唱されなければならないということになりました。実は現実にはそれまでも国旗の掲揚、国歌斉唱は徹底されていませんでした。そうした中、平成6年7月に当時の社会党委員長にして内閣総理大臣でもあった村山富市首相が、日の丸、「君が代」を容認し、その1年後、平成7年9月には日教組がその運動から日の丸、「君が代」の反対を削除しました。

そのように基本的な流れとして日の丸、「君が代」は、全ての学校の入学式、卒業式で定着し、そのやさき、平成11年2月、これは報道でも大きく出ましたが、広島県世羅高等学校校長が自殺する事件が起きてしまいました。平成元年の新学習指導要領で日の丸、「君が代」の実施は義務づけられたにもかかわらず、その中でも広島はかなり頑強に日の丸、「君が代」に反対する勢力があつて実施状況が悪く、だからこそ県の教育委員会も必死になって新学習指導要領を守らせようとしたのですが、それが一部の方たちの

反対によって学校長への強いプレッシャーとなったことも校長自殺の背景にあったと言われてきています。

そこで、現場の判断に任せると広島県のような事件が起き得るので、法的根拠を与えるべきとの議論が起き、法制化されることになったわけです。これが法制化になった経緯がありますが、そこで、この別府市のことしの大変すばらしい入学式、卒業式を教育委員会は、実際にこの近年どのような指導をしてきたのか御答弁ください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されております学習指導要領に基づいて児童生徒に指導するよう、校長会議や教頭会議などにおいて繰り返し、そして継続的に指導してきたところであります。

○16番（松川峰生君） 今、課長は簡単にお答えいただきましたけれども、大変な御苦労もあったのではないかな、そのように思います。私は議員になって、今、寺岡教育長で4代の教育長さんとこのお話をしてきました。亡くなりました本多先生、それから山田先生、郷司先生、そして今、寺岡教育長であります。それぞれの教育長もこの議場で国歌については、私たちもお話をした中で大変御苦労があった。それがあればこそ今の道が開けたのではないかなと思います。それを引き継いだ教育委員会の皆さんには大変敬意を表したい、そのように思います。これからもぜひこれが維持できるよう、また最高な卒業式、入学式ができることを一層御努力いただきたいと思います。

それで、答弁の中にもありましたけれども、学習指導要領の中にも必ずこのように書かれています。「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」、これは小学校ですね。また、特別活動の項では、「小中学校とも入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」ということで、再度しっかりとこの項を遵守していただくよう指導していただきたいと思います。

また、今学校によって多少違うのですけれども、国歌を斉唱するときに、以前は、私が記憶する限りはテープでされていたのですが、近年鶴見台中学校も、それから緑丘小学校もことしはピアノ演奏をしていました。先ほども申し上げましたけれども、学校によってはまだにテープで「君が代」を歌っているという話も聞きましたけれども、この辺については、教育委員会はどのように考えているのか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

入学式や卒業式などの儀式的行事は、「学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと」と学習指導要領に示されております。その意義を踏まえて国歌斉唱となるよう指導していきたいと考えております。

○16番（松川峰生君） やはり同じ別府市内の学校でありますから、できる学校があつて、できない学校があるというのは、私はおかしいと思うのです。それはどこに問題があるのかなというところの検証であります。先ほど申しましたけれども、学校経営の社長は校長先生であります。その社長であります校長先生がその指針を示して、反対する勢力があれば、そこがおかしいのであつて、きちっと教育委員会と先生が、校長先生がお話をし、校長先生を助けて指導するべきではないかなと思います。また今年度も卒業式、入学式があります。全ての学校で一緒にピアノ演奏が聞けるような入学式、卒業式を行うべきであろうか、私はそう思います。ぜひその辺の改正もあわせて、特に歌っていない、ピアノでしていない、テープで流す学校には、寺岡先生みずから校長先生とお話をさせていただいてこれに取り組むべきではなかろうかな、お願いをしたいところであります。

また、次に、卒業式、入学式で去年から壇上に別府市旗それから国旗、左に校旗が、き

れいなものが並んで、大変すばらしいな。以前は別に学校だけではないのですけれども、いろんな行事で旗は祝日ずっと掲げているところは別、私は1年365日、私の事務所に国旗は掲揚いたしております。それから私の自民党議員団の部屋にも以前からパネルにして市旗と国旗、しわのないやつを張っております。ところが、今まではどうしてもそのときだけ掲げるのでしわが見えていました。そのしわが大変気になったのですけれども、今回パネルというすばらしいものをつけていただきましたけれども、この経緯について、費用を含めて御答弁ください。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

中学校において3つの旗をパネルにした経緯についてですが、式場において国旗を掲げることに加えて別府市旗も同様に掲げることが望ましいと考え、統一したパネルを作成することとしたものであります。その際、各中学校においては、校旗についても同様にパネルを作成いたしました。

経費につきましてですが、国旗、市旗、全中学校8校分で約12万円、中学校の校旗は、全8校分で約22万円です。

○16番（松川峰生君） このところも少なくともこれに政策推進課のほうも協力していただいてこの費用が出たと思います。大変ありがとうございます。これからもきちっとこういう形をとっていただきたいし、今後とるべきであろう、そのように思っております。

それから、昨年6月議会で同趣旨の質問をいたしました。そのとき私のほうから大分市の学校では全て国旗、市旗、校旗を掲示いたしております。その旨、質問の中で、当時の古田学校教育課長に質問をさせていただきました。そのときに古田前課長はこのような答弁をなされております。「市のシンボルである別府の『別』のマークは、別府市民憲章の上に書かれていますが、認識している児童生徒は少ないかもしれません。市旗の配布はとてもよいことだと思いますので、ぜひ関係各課と実行に向け検討したいと思います」との答弁でしたが、今回、それから約1年、この質問はちょうど去年の6月議会でした。この1年間で実行に向けた取り組みがなされたと思いますが、その経緯はどのようになっていますでしょうか。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

市旗につきましては、先ほど述べましたように、各中学校において卒業式を前にして作成いたしました。小学校につきましては、昨年数校はパネルをつくっております。本年度も数校つくる計画の学校を聞いております。

○16番（松川峰生君） 小学校の場合は、お聞きしましたら、舞台が狭いのでなかなか3つ並べるのが難しいという答弁がありました。私は、たまたま緑丘小学校で旗が見えなかったのですけれども、来賓の手前のどんちょうの横に立てて校旗を飾っていたというふうにお聞きしました。大変その点については教育委員会の皆さんにはおわびいたします。ぜひとも小学校におきまして、今後中学と同じようにこのパネル、その他をしっかりと掲示できるか、あるいはそういう掲示ができなければ立ててもいい、必ず3つが置けるような状況をつくるべきではないかな、そう考えております。

ところで、これは少し分かりますけれども、別府市の公共施設さらに消防署、水道局では、国旗について現状はどのようになっていますか。それぞれお答えください。

○総務部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

私のほうから、教育委員会関係を除いた施設について答弁をさせていただきます。

現在11の施設で屋外の掲揚台を設置しております。そのうちの8施設につきましては、毎日掲揚しております。ただし、雨の日等には掲揚ができない状況にあります。残りの3施設につきましては、特別な行事のときに掲揚するようにしていましたが、本日より通常も掲揚するようにということで、本日より掲揚するように指示をしたところであります。

○消防長（笠置高明君） お答えいたします。

消防では、4施設のうち亀川出張所のみ掲揚ポールがございませんが、他の本署、浜町出張所、朝日出張所にはポールがありますので、それに雨天の日以外、毎日朝7時から17時まで掲揚しております。

○水道企業管理者（永井正之君） お答えをさせていただきます。

うちのほうは、ポールがあるのが水道局の本庁だけでございまして、雨の日以外毎日掲揚させていただいております。

○16番（松川峰生君） 3人の部長、ありがとうございます。それぞれお聞きしましたら、大変うれしく思っています。別府市のいろんな公民館、そういうところも今後ぜひ啓発をしていただきたいなと思います。各議員におかれましても、自分の自治会でもぜひこの推奨をしていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、総括して寺岡教育長から、これからの入学式、卒業式、さらに公式行事等における国旗掲揚、国歌斉唱についてのお考えをお尋ねし、私の質問を終わりたいと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

国旗・国歌等につきましては、さまざまな議論がございますけれども、これからの社会を考えていくときに非常に少子高齢、そして特に国際化の社会に子どもたちは生きていかなければならないと思っております。そういう意味ではこれからの子どもたちは、いろいろな外国の人たちと交流する場面が多くあろうかと思えます。そのときに日本人としての自覚、あるいは同族意識等をしっかりと持って、自分で考え、自分の考えを持って自分の言葉で表現するという、そういう子どもがこれから将来は必要であろうというふうに思っております。こういうことを考えますと、これからも学習指導要領に基づいてしっかりとこの国旗・国歌を尊重する態度を育てていきたいというふうに考えております。

また、小学校につきましても、校旗もやはり自分の母校で育ち、そしてまた学びやを大事にするということでございますので、校旗につきましても慎重に、そしてまた校長会議等を通じながら指導してまいりたいと一応考えております。

○16番（松川峰生君） 大変ありがとうございます。

○8番（荒金卓雄君） 私のほうから、まず初めに別府市の水環境について質問をいたします。

この4月、私、いろんな市民の皆さんのところを訪問する中で、堺川の朝日橋という消防署から青山高校のほうに上がって行って、ちょうど上野口から東荘園町のほうに入る橋がありますけれども、その橋の排水路、下の排水路から洗濯排水のような白濁水が多量に川に流れ込むことが日常化しているという指摘を受けました。私も正直、堺川の近くには住んでいるのですけれども、そういう白濁水が多量に流れ込んでいるというようなことは初めて聞きまして、早速現地を見に行こうということで堺川の河川敷にありました。5月ではありましたが、余り水量がなくて春の小川のようにさらさらは行っておりませんでした。1回目、2回目、ちょっと日を置いて行ったときには、そういう白濁は確認できませんでしたけれども、3回目に行ってちょうど時間的に12時30分から1時10分ぐらいにかけて、本当に洗濯水の白濁した水が大量に川に流れ込んできておりまして、それが結局、上野口のほうから天満、また下のほうに下っていくわけです。もちろん途中でその白濁がずっと続くようなひどさというか、度合いではありませんでした。また、今申し上げたように13時10分ぐらいにはとまって、普通の水ということになっていたのですけれども、その方がおっしゃるには、「こういうことが実は何年も続いているのですよ」。その方がおっしゃるには、「鳥の死骸を見たこともある。そういうことを市のほうは認識しているのか」という問い合わせがありました。

まず、市のほうとしてこういう河川のいわゆる水質検査、こういうのはじかに行ってい

るのでしょうか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

今、議員のほうから御指摘のありました堺川を含め主要6河川、朝見、堺川それから春木川、平田川、新川、冷川の河口付近の定点を設置いたしまして、法的な義務はございませんが、モニタリングという観点で独自に年4回の水質調査を行っているところでございます。

○8番（荒金卓雄君） 年4回、どのような項目の調査を行っているのか、またその調査結果から現時点での別府市内の今おっしゃった主要6河川、この水質の状況、これはいかがですか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

調査項目につきましては、水質の有機物による汚染の大きな指標の1つとなります生物化学的酸素要求量、いわゆるBODという検査を初め浮遊物質、それから水素イオン濃度、それから溶存酸素量、大腸菌群数、それと水温となつてございます。

主要6河川を現時点で総合的に見てみますと、水質汚濁が進んでいる状態にはないと判断しているところでございます。

○8番（荒金卓雄君） 水質汚濁が進んでいる状態ではないと、ちょっと余り歯切れのいい答えではありませんが、そういう環境基準というのが、これは法律的に設けられているということを私も課長とのやりとりの中で伺いましたけれども、川ですとか湖、こういう公共用水域の水質汚濁の度合いを図る環境基準というのがあるのですね。それも人体の健康に影響があるという角度からのものと、生活環境の保全に関する環境基準、この2つがあるということですが、先ほど課長がおっしゃった5つのいわゆるpHですとかまたBOD、こういう項目は、生活環境の保全に関する環境基準、その基準を別府市の6河川では超えていなかった、こういう意味ですね。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃったとおりでございます。

○8番（荒金卓雄君） 行政側、またいわゆる科学的な数値では基準内、水質汚濁が進んでいる状態ではないということを、私に御意見を言っていた方にお伝えはしたのです。お伝えをしても、やっぱり多くの方は何かこう通常と違う状態の水が流れてくれば危ないのではないかなと不安になるのが当然です。これが白濁ということである程度洗濯の洗浄の排水ではないかというような予想がつけばまだしも、例えばこれが真っ赤などぎつい液体が流れてきたりとか、真っ黒い液体が流れてきたりとか、そういう視覚的な、直感的な部分で市民の方はどうしても不安に思ってしまうわけです。

ですから、私は必ず、別府市が年4回もこういう検査をして安全だというのであれば、例えば河川の適当なところに、「この河川の水質は、別府市が検査済み、保障します、安全です」、そういうような例えばパネルを立てて、むしろ別府市の水質の健全さをPRする、そういうようなことはできませんか。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、生活環境の保全に関する環境基準として、水道水源や水産用・工業用水、農業用水などの現在及び将来の利用目的に沿って県が基準値を設定しております。ただ、別府市内では、この環境基準値を設定している川は朝見川のみでございまして、朝見川上流は水道2級、水産1級等のA累計、これはいわゆる水道水、もしくは水産についてはフナとかコイとか、そういうところが生息できるかどうかという内容の累計に該当しております。下流には水産3級、工業用水1級等のC累計に指定されておりますが、朝見川以外の河川に関しましては、環境基準がございません。

それで、水質検査結果を河川周辺に看板等で掲示をしてはどうかという御指摘でござい

ますが、この環境基準、6河川が全て環境基準ということで該当していないという内容からしますと、一斉に表示するというのは非常に難しいのかなと考えております。ただ、現状では毎年「別府市の環境」という冊子がございますが、そちらのほうに調査結果を掲載しておりますし、ホームページでも公表しております。先ほど申し上げましたように、年4回の水質調査を行っているということで、今後はこの年4回、四半期ごとの調査結果を速報値としてホームページでお知らせできるのではないかと考えております。

- 8番（荒金卓雄君） そういう情報をどんどん公開していくと。しかし、それがわかりやすい、「安全です」という言葉で発信できるようにしていただきたいなというように思います。

もう1つは、根本的に生活排水が河川に流れ込んで、それは河川の自浄能力が働きながら水の循環ということが流れているわけですが、結果的にはやはり生活排水の汚染度を下げていくということが重要になってくると思います。昨年の9月、野上議員がやはり合併浄化槽の転換、そういうことを積極的にやるべきだ、また市のほうも、それに向けて何らかの対応を考えていくというやりとりがあっただけですけれども、この水質の環境、水環境の話ということで、ちょっと結論的に合併浄化槽への転換、これは今、市としてどういう施策を打とうとしているのか、これを回答お願いします。

- 次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、し尿処理のみを行う既存の単独処理浄化槽は、現在1万を超える数値で基数が残っております。それは洗濯水等の生活排水が側溝や水路に流れ込むため、川の汚濁の原因には家庭由来のものが大きく影響していると判断しております。また、昨年来県のほうで市町村連絡会の中で新たな補助制度ということで、合併浄化槽への転換の促進ということで新たな補助制度を議論してまいりましたが、対象地域、先日結論が出たのですが、対象地域が生活排水処理率70%を下回る地域ということで結論が出たことから、別府市は生活排水処理率が74.7%ということで非対象地域となったということもございます。しかしながら、本課といたしましては、生活排水対策を推進することによって公共用の水域の水質汚濁の防止を図るという観点から、先ほども答弁いたしました生活由来のものとの影響が大きいということからしまして、単独浄化槽をお使いの御家庭では、なるべく汚濁原因となる洗剤の量を減らすとか、害の少ない洗剤を使うなどの普及啓発に努めること、それと単独浄化槽から合併浄化槽への転換に係る費用に対する上乗せの補助について、具体的に検討する時期が来ていると認識をしております。

- 生活環境部長（浜口善友君） お答えをいたします。

先ほどお話がございました昨年の9月の議会、野上議員さんの一般質問にも、水環境につきましては合併処理浄化槽、これが有益であるというふうな旨の答弁をさせていただいております。平成24年度の合併処理浄化槽の設置の状況からいきますと、単独浄化槽が6基減っております。合併処理浄化槽が125基ふえております。こういうことからしますと、住宅の新築時に合併処理浄化槽を設置するのではないかなというふうなことが推測されるところでございます。したがって、環境省が推奨いたします単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換、この部分につきましては、普及が進んでいないのではないかなというふうに認識をしております。この普及を促進しまして、公共用水域、この水域の水質、水環境の保全をする観点から、先ほど課長が答弁いたしましたように、啓発活動も含めて上乗せの補助も検討する時期に来ているものというふうに理解をしております。

- 8番（荒金卓雄君） その転換の補助の上乗せ、これもできるだけ期限を区切って結論を出して、市民の皆さんに単独浄化槽から合併処理浄化槽への切りかえを進めていくというふうにやっていただきたいと思います。

では、次の項にいきます。

別府温泉文化の地域拠点についてということで、温泉施設建設等の貸付金・補助金。後ほど町内公民館の建設等の貸付金・補助金というお話をさせていただきますが、まず温泉のほうからまいります。

先般、市民と議会との対話集会でやはり厳しい御指摘をいただいたのが、旧市街地の中で共同温泉、地域で守っているのだけれども、なかなかいわゆる入浴者も減って維持等が難しい。それに対して市のほうが、今後別府市内に 100 近くのそういう共同温泉があるわけですが、それをどういうふうにしていこうとしているのかという、そういう方向性を打ち出していないのではないかと、だから我々としてもなかなか先への不安が先立つのだ、こういう御指摘がありました。

まず、別府市内の共同温泉の現状、これについて簡単に御説明ください。

○温泉課長（宮崎 徹君） 地元共同温泉について説明をさせていただきます。

この共同温泉は、温泉課が財産を所有し、地元が管理運営を行う市有区営温泉、地元が財産を所有し管理運営を行う区有区営温泉、そして組合温泉の 3 つの形態の温泉がございます。

現時点での温泉課が把握している施設の数ではありますが、市有区営温泉 69 カ所、区有区営温泉 15 カ所、組合温泉 11 カ所となっており、それ以外にも民間が営業している温泉がございます。

議員さん言われますように、地元の共同温泉は、少子高齢化や若い人の温泉離れなどの影響もあり組合員収入等が減少し、厳しい運営状況にある温泉があることも認識しているところでございます。直接的な運営費の補助金などありませんが、別府市では温泉施設に関する工事費についての貸付金制度、補助金制度を設け、財政面での支援を行っているところでございます。

○8 番（荒金卓雄君） 確かに幾ら経営が厳しいと言われても、その経営自体、運営費的な部分に補助を市が出すというわけにはいきませんので、せめてその建物また施設、そういうのを建てかえ、また補修、更新をするという場合に貸し付け、補助をするということですね。

課長のほうからしっかりした資料をいただきました。貸し付け率、いわゆる工事費のうちの 50%以内、また最高額が、市有区営で 600 万円、区有区営で 500 万円、組合の温泉で 400 万円、そういう差があります。また、市有区営は無利息でありますけれども、区有区営に関しては年利が 2%、また担保も今入れなければいけない。一応償還期間は 15 年ということですが、まずこういう貸し付け制度、補助金制度がスタートしたのは、そもそもいつからか、これをちょっと教えてください。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

貸し付け制度は、昭和 54 年 4 月 1 日からスタートいたしております。補助金制度は、平成 3 年度からスタートをしております。

○8 番（荒金卓雄君） 昭和 54 年からの貸し付け制度ということで、もう 35 年ほど経過をしております。昭和 54 年というのは、別府市の人口が一番多かったのが昭和 55 年から 6 年、13 万 6,000 人という時期ですし、またある程度建てかえの需要というようなこともあったのだと思います。しかし、それからさらに 12 年後の平成 3 年にいわゆる補助金、もう償還が必要ない、返さなくてもいい補助金という制度が後から追加をされています。この制度が、貸し付けが 35 年、補助金が 23 年経過する中で、何度か見直しがされていますけれども、その見直しの内容はどういう内容でしょうか。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

要綱の改正の内容でございますが、貸付金取り扱い要綱につきましては、昭和 54 年 4 月 1 日に施行し、最後に改正したのが平成 20 年 4 月 1 日施行となっており、これまで計 5 回の改正を行っております。

改正の内容でございますが、貸し付け利息 9 % から 2 % に、償還期日毎月 10 日から毎月末日に、遅延利息年 10.95 % から年 7.3 % に改正を行っており、限度額などの部分の改正は行っておりません。

また、補助金制度につきましても、制度の根本的な部分の改正については、これまで行っておりません。

○ 8 番（荒金卓雄君） 私はちょっとここでひとつ、お名前は出しませんが、市内の 1 つの市有区営温泉のお客様、入浴客の減少、そういうのを少し、どのくらい実際に減ってきているのか。また、そういう中でこの貸付金制度の利用、また補助金制度の意味合い、そういうのをちょっと考えていきたいと思うのですが、ちょうど 20 年前、共同温泉は平成 6 年のときに組合員が 344 人という規模の組合員でした。そのときの要は月々の組合費、それを納めれば 1 カ月何回入ってもいいというその組合費ですね。それが 400 円。もう 1 個は世帯、1 世帯家族で 172 戸あるのですけれども、100 円の世帯負担といえますか、そういう時代が 20 年前。平成 25 年に今入っている組合費が 270 名。ですから、約 74 名減少している。また、さっきも言った月々の組合費、これは 400 円から、現在 700 円、300 円アップしてきている。これは恐らくほかの多くの共同組合も同じような状況だと思うのですけれども、そういう中で経営的に厳しい。だけれども、施設は老朽化してくる。何とか手を入れないといけないということで、この貸し付け制度、補助金制度を利用しているのだと思うのですけれども、市有区営温泉と区有区営温泉では貸し付け限度額に差がありますね、600 万円と 500 万円。また補助金制度は、市有区営温泉のみに限って上限 100 万円という適用がされています。この差を設けている理由は何でしょうか。

○ 温泉課長（宮崎 徹君） 貸し付け制度について御説明をいたします。

市有区営温泉につきましては、その財産が市に帰属したものであることから、貸付金は無利子としているのに対し、区有区営温泉や組合温泉の貸付金は、現在年利 2 % の利子を設定し、貸し付けを行っております。

また、補助金につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、市有区営温泉に限定して適用しております。温泉施設の形態によって貸付金や補助金の適用に差を設けているのは、市有区営温泉の土地や建物が別府市の財産であるということが一番の理由になっております。

○ 8 番（荒金卓雄君） ちょっとその理由が、単純に建物、土地等が別府市の市有財産である、いわゆる市有区営というところの差が、その扱いの差になっているというのは、ちょっと納得がいかないのですけれども、現時点、平成 25 年度末で結構なのですが、貸し付けの利用件数また金額、これらをちょっと教えてください。

○ 温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

過去に貸し付けを受け、償還金が残っている温泉につきましては、33 件であります。それから貸し付け総額は 3,960 万 1,000 円、平成 25 年度中の償還額 601 万 1,990 円、それから平成 25 年度末残額 2,076 万 7,500 円となっております。これは全て市有区営温泉でございます。

○ 8 番（荒金卓雄君） 今伺いましたけれども、貸し付け総額が 3,960 万円、約 4,000 万円、年間の償還額が 600 万円、年度末の残高、これが約 2,000 万円ということですが、大まか、私たち住宅ローンを組んでいるとすれば、1 軒または 2 軒分ぐらいの規模ではないでしょうか。要は利用の度合いが 33 件、件数はほどほどあるのでしょうかけれども、この貸し付け制度、補助金制度が十分使われているかという、その規模がそんなに多くないのではないかな。また、貸し付けですから、15 年たてば必ず返ってくるわけです。

補助金というのがさらにあります。今、課長、補助金の件はおっしゃらなかったのですけれども、私がいただいた貸し付け実績のほうで 100 万円以上の貸し付けがありますと、

補助金が上限 100 万円ですから、100 万円の補助金が出るというのをちょっとずつと拾っていきますと、もちろん 100 万円以下のところは、例えば 60 万円なら 60 万円、80 万円なら 80 万円になるわけですが、何と補助金 100 万円を丸々支給しているところが 20 件。ですから、2,000 万円ですね。それ以外の額の総額が 600 万円。ですから、補助金で 2,600 万円出している。

さっき言いましたように、貸付金は返ってきますから、おくれながらも市の実質負担にはならない。だから、実際の負担額というのは、この補助金の 2,600 万円というふうと考えてもいいのではないか。そうすると、なおさらこの金額で別府市の温泉文化を支えている地域の共同温泉への支援というか、実質的な支援はもうこれだけですから、これが果たして十分なのかなという思いがするのです。

ちなみに、これまでの貸し付けで滞納というような事例がありますか。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えいたします。

これまで、滞納事例はございません。

○8 番（荒金卓雄君） そうですね、皆さんはやっぱり一生懸命苦しい中でもきちっと償還をしている。また、今の 33 件というのが全部市有区営ということは、逆に区有区営温泉ですとか組合経営の温泉という側からしますと、要は利用しにくいという反映ではないか、あらわれではないかと思うのですけれども、そこはどうお考えになりますか。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

議員さん御指摘のとおり、制度の適用の違いが利用率の伸びない 1 つの理由だと考えております。ただし、個別の相談につきましては、側面から可能な限りアドバイス等は行っているところでございます。

○8 番（荒金卓雄君） 私は、「もうそろそろ」という言い方は申しわけない、おくれないうちに別府市の温泉文化の拠点であります共同温泉を、別府市としてどのようにしていくのか。もちろん以前、加藤議員がちょっとやっぱりやりとりの中で、むしろ思い切ってというか、整理をする部分もあっていいのではないか、こういうような考えもおっしゃっていました。そういうのにしても、なかなか市のほうが明確なそういう方向づけを出し切れていないのではないかなというふうに思うのです。

先日、浜田市長が、別府商業高校で出前授業を行っております。その中でやはり別府の温泉、日本一だ、この温泉の恩恵で別府は年間 800 万人を超えるお客さんを得ながら、しかし、それにあぐらをかいてはいけない。こういうのを若い世代におっしゃっているわけですが、その足元にある共同温泉がぐらついてきている。そのままに日本一、日本一ということ声を上げて危ないのではないか。それは、市内はホテル・旅館の豪華な入浴施設もちろん必要です。また市営温泉ということで別府八湯それぞれに特色ある温泉施設も大分整備されてきました。しかし、一番生活に根づいた、また別府らしい、これだけはほかのところ、温泉都市はまねができない、そういう共同温泉の危うさに、市がおくればせながら腰を上げないといけないのではないか。これまでそれぞれやはり泉質の調査ですとか、また効能の調査、こういうことは一応やられていますけれども、共同温泉の経営の調査、こういうところまである程度思い切って考えていかないと、この別府市を支えている、別府市の温泉文化を支えている共同温泉を守っていくということが困難になるのではないかなというふうに思うのです。

また、さっき申し上げましたけれども、市有区営とそれ以外の区有区営というのを区別、扱い上区別していますけれども、別府の温泉文化のもとということに関して、それは相違がありますか。そこはどうですか、どういうふうに考えていますか。

○温泉課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

議員さんおっしゃる、共同温泉の役割ということだと思われまます。それぞれの共同温泉

についての役割につきましては、基本的には何らそれぞれの温泉については差はないというふうに考えております。

- 8番（荒金卓雄君）　そうですね、別府にとって本当に貴重な温泉文化の担い手、守り手ですよ。ですから、私はまず今の貸し付け・補助金の制度の見直し、もっと積極的に利用が広がるような見直しをしていただきたい。しかし、この共同温泉の問題というのは、制度の小手先の見直しだけでももちろん解決するわけではありません。別府市が本気になって問題に取り組もうとしているのかどうかという姿勢があるのかどうか。

私は、今回ちょっとびっくりしたのですが、過去の共同温泉に要する経費の予算、当初予算の金額をちょっと調べてみました。通常、いろんな力入れぐあいで増減があるわけですが、この共同温泉に関する予算は、貸付金として600万円、補助金として550万円。これが、私が調べた限りは平成19年度からことしの平成26年度まで、びた一文変わらずに同じ金額で来ているのです。これはちょっとおかしいのではないですか。どうですか。

- 温泉課長（宮崎 徹君）　お答えをいたします。

まず貸し付け・補助金の限度額等の見直しにつきましては、地元組合の声を聞く中で、今後内部で十分な協議検討を行ってまいりたいと考えております。

また、予算につきましては、毎年度各共同温泉からの要望等を調査し、また緊急工事にも備えた予算確保を行っているところでございます。

- 8番（荒金卓雄君）　ぜひ、いち早くこの貸し付け・補助金制度の使いやすい見直しをお願いしたい。その上で、まず別府市としてこの共同温泉を今後10年後、20年後の長期展望、これに関してはどのように考えていますか。

- ONSENツーリズム部長（大野光章君）　お答えいたします。

まず、若干の経緯というか、認識についても説明を一緒にさせていただきたいと思えますけれども、共同のコミュニティーである温泉、これの衰退の一因が、生活様式の変更、いわば高度成長期の時代には、皆さん、自宅にお風呂がなくて共同温泉を利用した生活が主体でありました。ところが、それ以降どんどん住宅が建つにつれて自宅にもお風呂をつくる。それから、最近ではマンション、これも別府だけの特性かもしれませんが、マンションについても共同浴場ということで大きな温泉がつくられている。これはよその市では余りないのかな、別府特有の状況かなと思っています。新たなまたコミュニティーが形成されている状況にあります。ただし、このマンションの部分については、町なかにおきましては、マンションでお風呂、共同温泉があるということで地域の今まであった共同温泉の人が減ってくる、そういった状況も見られていると思います。

そういったことで生活様式、こういった部分の変更に伴って当然制度なり温泉のあり方、こういったのをきちんと見なおさないといけないということで、今年度温泉課のほうで各施設、共同温泉も含めてどういう形態なのか、例えばアンケート調査、それから配置の問題、周辺の人口の問題とか、そういったものを総合的に、議員がおっしゃった10年後、20年後を見据える上ではきちんと整理をしないといけない。

それから、補助金のあり方。これについては、今全体、温泉だけではなくて補助金の見直しをやっていますので、ただ補助金を出すというわけにはいきません。それなりの効果なり理由が必要となりますので、その分も見直す。

それから、貸し付け利率につきましては、現在2%ですけれども、市場の金利を見ますと、今の時代としてはちょっと高いほうになっている。その分については、現在の市場に合わせたような金利の見直しは早速できるものかと考えております。

そのほか、まずできることから見直しをするのと、10年、20年後を見据えるためにもう一度基礎調査、これまでちょっとできていない部分もありますので、基礎調査をしか

りと今年度中にやりたいというところであります。

あと、地域のコミュニティーについてですが、これは自治会の加入率の問題もありますけれども、共同温泉、これがコミュニティーの大切な部分でありますので、そういった部分が今後どうなっていくのか、その辺も地元がまず頑張ってもらいたくのが先決であります。市と協働という形で、どういった形で市が支援すればいいのか、そういったものもきちんと探っていきたいと思います。

○8番（荒金卓雄君） 今、部長がおっしゃったように本当変化しているわけですね。生存競争の原理は、最も強いものが生き残るわけではない。変化に対応し切ったものが生き残っていく。ですから、日本一の温泉だから別府の温泉が未来永劫いくということはない。やはり時代の変化に合った対応をいち早くやる必要がある。今おっしゃったいろんな経営の面ですとか、いろんな状況の分析とかいうのは、正直、いろんなアドバイス、そういう相談をする、行政が持っていくということがまた必要になろうかと思っておりますので、その基礎データになる調査、それをいち早く行って、10年後、20年後にどういうふうに別府の共同温泉がなっていくのだということが見えてくるような、これも私も今後も勉強して、また質疑を重ねながらいきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○ONSENツーリズム部長（大野光章君） ぜひ皆さん、市民の皆さん、それから議会からの指摘を真摯に受けとめて頑張っていきたいと思っております。

それから、1点ちょっと追加で説明をさせていただきたいのですが、各共同温泉の施設、これの改修の時期に来ていて、その支援も考えなければいけませんけれども、従来から市のほうはかなりの予算を投資して各共同温泉に給湯する温泉自体、これを確保するためにかなりの予算を投入して維持をして、供給を続けているということは御理解いただければと思います。

○8番（荒金卓雄君） 確かに給湯に至るまでのインフラを、本当、安定供給を第一に、また不測の事態があったときにも職員の皆さんが駆けつけてやっただいていてというので、守っていただいている土台は重々理解しているつもりですが、その上で新しい姿をぜひ探っていっていただきたいということで、温泉施設のほうは終了いたします。

では、町内公民館に関して、ちょっと時間の関係で少し端折ってお伺いするようにいたします。

今、別府市内にある町内公民館の数、これは幾つありますか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

公民館を所有している自治会の数は、123となっております。

○8番（荒金卓雄君） そしてまた、同じように貸し付け制度、補助金制度がありますけれども、その概要を簡略に御説明ください。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

まず、貸し付けについてですけれども、公民館の新築、全面改築、それから新設のための用地の取得がございますが、これに対する貸し付けは700万円を超えない範囲で費用の3分の1となっております。増改築それから増設のための用地取得に関する貸し付けは、500万円を超えない範囲で費用の3分の1の額、公民館の附属設備に関しては、100万円を超えない範囲で、同じく購入費の3分の1以内の額となっております。

なお、貸し付けについては、無利子となっております。償還は、貸し付けを受けた翌年から起算して10年の元金の年賦償還で、繰り上げ償還も可能となっております。

補助については、新築、全面改築の場合は、貸付金の額にかかわらず150万円。ただし、貸付金が150万円未満の場合は、補助金の額は貸付金の額と同額となっております。また増改築それから用地取得に対する補助は、貸し付けを受けた額の金額の10分の2となっております。

○ 8 番（荒金卓雄君） そういう貸し付け制度がありますが、現在貸し付けを利用している件数また金額、これはいかがでしょうか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

ここ 10 年の実績で申し上げますと、貸付金については 31 件、5,983 万 2,900 円、補助金については 28 件で 1,580 万 8,300 円となっております。

○ 8 番（荒金卓雄君） この何年間かで新しい公民館が建設、新築されたりしております。また、今おっしゃった利用も進んでいるようですが、いわゆる自治会から貸付額の拡大ですとか補助金の増額、こういう要望は教育委員会のほうには上がっておりませんか。

○生涯学習課長（本田明彦君） お答えいたします。

貸し付け、補助、ともに予算を伴うもので、毎年、翌年度以降の貸し付け・補助に係る要望を把握するためにアンケートの調査をさせていただいております。アンケートに際しまして、自治会のほうからいろんなお問い合わせもありますし、また実際の貸し付けに当たって資金計画等をお伺いすることもございます。

そういった中で今、議員のほうからお尋ねがありましたけれども、貸付金・補助金に対する増額の要望は、私どもは承っておりません。教育委員会といたしましては、現行の制度で自治会の御要望に対応できているものと考えております。

○ 8 番（荒金卓雄君） 町内公民館も旧市街地では温泉施設と 1 階、2 階というセットの場合も多いですし、また経過年数が大分老朽化してくるという中でいろんな改修等の需要は今後も続くと思いますが、丁寧にいろんな御相談に乗りながら、この制度が十分に活用されていくようにしていただきたいというのを申し上げまして、この項を終了いたします。

続きまして、道路整備についてお伺いします。

今回の市民と議会との対話集会の中でも別府市の道路事情、これが余りよろしくないという、（発言する者あり）はい、承知しました。そういう中でいわゆる道路整備のことに關して若干伺っておきたいのですけれども、一昨年ですか、平成 23 年度に都市道路の整備計画の見直しが行われました。その中でよく短期・中期・長期ということが言われるのですけれども、大体この短期・中期・長期、目安、これは大体道路整備の上ではどういうふうな目安になっていますか。

○都市政策課長（後藤孝昭君） お答えいたします。

都市計画道路につきましては、現在短期・中期・長期という形ではなく、都市計画マスタープランにおきまして、優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間を定めており、それに基づき順次事業を図っていくこととしております。

短期・中期・長期に分ける基本的な考え方につきましては、おおむね短期が 10 年、中期が 20 年、長期がそれ以降に事業着手することが目安になるかと考えております。

○ 8 番（荒金卓雄君） 今おっしゃったような道路整備計画というのが、なかなか立ててもいろんな費用の面、状況等でおくれていくというところがあるかと思うのですが、私、ちょっと端折りますが、最後に、今回近鉄の跡地が新しい所有者が立ちまして、また新しい開発というのになっていくのだらうと思うのですが、その場合、あそこの駅前通りの近鉄跡地と伊予銀行、あそこに挟まれた通りから一方通行でずっと野口のふれあい交流センターの前を通過して富士見通りに抜けるところがありますね。恐らく近鉄跡地が何らかの形で開発されてくると、道路の出入りは、駅前通りはしっかりした歩道がありますから、あそこはなかなかできない。恐らく東側の今申し上げた富士見通りに抜けていくところが整備が必要になってくるのではないかと思います。ところが、あそこはなかなか幅、また歩道も白線が引かれているところ、またちょっと下、タイル張りの歩道ですけれども、なかなか今でこぼこで高齢者なんかが歩きにくい状態を指摘されたりもしております。

もう最後に、この近鉄跡地の開発に絡んでその整備が必要になるのではないかと思います。

ますので、そこはどういうふうに考えていますか。

○都市整備課長（生野浩祥君） お答えいたします。

今おっしゃった路線は、東蓮田的ヶ浜線の部分でございまして、議員さんおっしゃいますように、先般新たな地権者が決まって、これから事業者による土地利用計画等が具体化する段階で、道路についての協議も必要になってくるかと思えます。その辺の動向を見た上で、整備計画等を検討してまいりたいと思っております。

○8番（荒金卓雄君） あそこの通りは、もともとは県道で県が責任を持っていたわけですが、何年か前に市道になりました。特にあそこの野口ふれあい交流センターの前は一方通行。市役所からあそこに行こうとしても、富士見通りをそのままおりても入れない。だから、駅をずっと回って、駅の西側か東側から入っていくしかない。また入っても一方通行、また歩道の幅ということですが、あそこの整備が必要ではないかと思えますが、どうですか。

○建設部長（岩田 弘君） お答えいたします。

今、議員さんが言われました野口ふれあい交流センターの前、これは旧国道から別府市道になっていますが、かまぼこ状になっていることも事実でございます。それで、そのセンター前から一定区間、富士見通りまでの間、年次計画で改修する計画になっております。

○8番（荒金卓雄君） 今後そういう整備が必要になってくる地域というふうに思いますので、近鉄跡地の開発状況、推移を見ながら取り組んでいただきたいということを申し上げて、この項を終了いたします。

では、ちょっと時間が少なくなってきましたので、ちょっと順番を変えて、次に情報発信ということですが、消防本部のテレドームの件をちょっとやりとりさせてください。

今、火災が発生しますと、サイレンが鳴って消防車が出動して、私なんかは天満町ですから、音がよく聞こえます。夜中でも聞こえます。そうするとテレドームを利用して火災発生場所を確認するようにしているのですけれども、このテレドーム、導入したのはまず何年か。また過去5年間、この利用者の増減、この辺をちょっと教えてください。

○消防副署長（長野国憲君） お答えいたします。

テレドームは、0180で始まる電話情報サービスで、消防本部では平成13年3月1日から運用しています。

また、過去5年の利用者数は、平成21年1万1,020件、平成22年1万5,305件、平成23年1万5,896件、平成24年1万6,833件、平成25年1万7,118件と増加傾向です。

費用ですが、年間の使用料として62万400円かかります。

○8番（荒金卓雄君） この火災発生の情報・問い合わせのテレドームの制度、今でももちろん私なんかは助かっているのですけれども、実はこれをメールで登録している一般市民の方に対して消防本部からメールを配送しまして、何時何分どこどこ、概略の住所ですけれども、建物火災が発生というような時代に合ったメールでやっているところがあります。私も先般、久留米の広域消防本部に行って、その説明を聞いてきました。

今のテレドームの欠点の1つは、結局サイレンが聞こえないと問い合わせができないわけです。ですから、亀川ですとか扇山の皆さんなんかは、まず問い合わせというのは、自分のところに来ればもちろん可能ですけれども、なかなかできにくい。そういう面があるかと思えます。また、応答もいわゆる人工の音声ですから、ちょっと聞き取りにくかったり、また同音異義語みたいなのでなかなか正確なのがしにくいのですが、メールですと、本当ずばり文面で来ますので、それで消防本部もことし指令装置を更新するのがありますので、それに合わせてぜひこの火災発生メールシステムを入れてもらいたいという要望ですが、いかがでしょうか。

○消防副署長（長野国憲君） お答えいたします。

市民の皆様にはメール配信をしていますが、建物火災が発生したときのみ消防関係者と報道関係者に市の電子メールを利用し、最大で 500 人程度に配信をしております。

- 8 番（荒金卓雄君） 今おっしゃったのは、市役所のコンピューターを使って 500 人規模であれば何とかできているということですが、広く一般の市民の方に、登録をすればすぐ発信を受けられるという、そのシステムに関してはどうですか。

- 消防副署長（長野国憲君） お答えいたします。

市のメール配信システムでは限界があるため、市民向けのメール配信は、現状では困難であります。市民向けの新しいシステムの導入となると、設備費で約 1,000 万円、ランニングコストは年間 240 万円になると試算されます。テレドームとメール配信は、市民の皆様への情報提供として大変よいシステムですが、今後導入の予算面や費用対効果を十分研究していきたいと思っております。

- 8 番（荒金卓雄君） まず大きな費用がかかるということで、すぐ導入というわけにはいかないということですが、今後、時代はやはりそういう IT 技術を使ってメール等いろんな情報を行政側から発信するという時代になりますので、ぜひ先進地を調査しながら導入を検討してもらいたいと思います。

では、ちょっと残り少ないですが、「別府んこと知っとコーナー」に関して申し上げます。

これは、平成 22 年でたしか今の「別府んこと知っとコーナー」という名称になって、市役所の片隅ではありますが、情報発信をしていこうということになっております。それが今、市報の置き場と言うとちょっと申しわけないのですが、市報を、過去のを置いているのが中心になっているというふうに映るのです。これはもっといろいろな企画を持って、シーズンごとの企画ですとか、そういうのを持って取り組んでもらいたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

- 秘書広報課長（永野康洋君） お答えいたします。

現在、「別府んこと知っとコーナー」につきましては、市報や観光パンフレットあるいはその他の冊子等を置いて、自由にごらんになれるようにしております。また、季節ごとに市内で開催されたイベント等を紹介する写真などを展示しながら、情報発信を行っているところでございます。

- 8 番（荒金卓雄君） もう 1 つ提案ですが、いわゆる行政側の情報だけではなくて、今いろんな飛行機なんかに乗りますと、機内通信、機内冊子があります。そういうのにいろんな観光地なんかの紹介も出ます。そういうのもどんどんアンテナを張って、別府がこういうふうに光浴びていますよというような発信をしていただきたいということを申し上げて、この項を終了いたします。

最後に、被災者支援システムの導入について申し上げます。

私は、この 3 年間、東日本大震災発生以来 3 回の質疑を重ねてまいりました。課長とは途中経過をいろいろ報告を受けながら来ましたが、平成 25 年、昨年 3 月の議会での答弁をまず確認させていただきますが、ことし平成 26 年 1 月から市役所のコンピューターの新基幹業務がスタートするというので、それに合わせた、そのタイミングで導入したいという答弁でした。ことしの 1 月、新基幹システムは無事スタートしております。それと同時に、この被災者支援システムの導入も完了したというふうにおっしゃっていただけますか。どうですか。

- 情報推進課長（池田忠生君） お答えいたします。

被災者支援システムの導入につきましては、議員より御提言をいただき、準備を進めてきたところであります。その結果、今年度早々にその導入が完了したことを御報告いたします。

- 8 番（荒金卓雄君） ありがとうございます。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前 11 時 43 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（穴井宏二君） 再開いたします。

○18 番（堀本博行君） それでは、質問の通告に従って質問を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

その前に 1 点、金曜日の一般質問で出てまいりました平野議員の質問の中に、介護サービスつきの高齢者住宅の件が出ました。これについて実は私にも同じ施設の問題で、昨日、ちょっと話を聞いてくれぬかということである知人が参りまして、全く同じような状況でした。それで、詳しく答弁を求めるつもりありませんが、ぜひこの件については調査を、先般、中尾副市長がいい答弁をしていただきましたので、実は私のところに相談に来たのも、中尾副市長の同級生なのです。同級生のお母さんで、そういうこともありまして、それで概略申し上げますと、昨年 5 月に募集がかかった。募集があった、入居募集があったときの入居の費用が月額 3 万 5,000 円。これが昨年 5 月。それから、昨年 8 月に入居の申し込みの受け付けをした。この入居の申し込みをしてそれから 2 カ月、昨年 10 月には 4 万 5,000 円になりますという、口頭で値上げが通告をされた。そして、ことしの 3 月 1 日に内覧会というのがあって、見に来てください。申し込みをされた方に内覧会があった。その内覧会に行ったときに書類で渡されたのが、5 万 5,000 円に値上がりした。それで、その後、ことしの 4 月にオープンしたのですが、4 月 5 日にその方は入居しました。入居して 6 日たった 4 月 11 日には、7 月 1 日から 7 万円になります。その同じ封書の中に、来年の平成 27 年 1 月からは 9 万円になります。こういう状況でありました。

この話を聞いて、こういうふうな賃料については何でもありだなというふうな状況もありましたので、ぜひ中尾副市長、現状調査といいますか、これをやっていただきたいと思ひますし、現実的にこういうふうなものについては、その入居者の五、六人が役所にも相談に行ったというふうなこともお聞きをいたしました。こういったものというのはすぐ広がっていきますから、ましてや施設そのものについては、私も高優賃という、そういったふうな形でそういう建設に携わって勉強もした時期もあったのですが、こういうふうな形というのは、ちょっとびっくりしております。ぜひ現状調査をお願いしたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、本題に入らせていただきます。

まず、小学校の土曜授業についてから入らせていただきたいと思ひますが、これも過ぐる昨年 9 月議会で私も豊後高田市の「学びの 21 世紀塾」の関連で提案をさせていただきました。今年度から具体的に試行期間というふうな形で出発といいますか、スタートしたわけでありす。この土曜授業については、歴史を調べますと、戦後の時期に一時連合軍の占領下にあった時代に、この時代にかんりの学校では週休 2 日であったというふうな記録もあるようでありす。そういった中で、昭和 27 年のサンフランシスコ講和条約が締結をされた以後、日本にはなじまないということで土曜日授業が始まったというふうな経緯があります。それ以後、平成 4 年でしたか、平成 4 年 9 月からゆとり授業という、こういったふうな形の中で月に 1 回の土休が始まって、それから平成 14 年からは週休完全な実施というふうな形でスタートいたしました。以後 12 年たったわけでありすが、そういった中で私の子どもなんかは、まさに「ゆとり世代」という、最近「ゆとり世代」という言葉が、いろんな意味でやゆされるような、こういうふうな使い方もされるような風潮もあるわけでありすが、こういった中で昨年でしたか、文部科学省が土曜授業に関する検討チームというのを、自民党の例のヤンキー先生の義家議員が座長になって立ち上がってまいりました。

それで、それを受けて全国的にはかなりこの土曜授業については実施をされておるようにあります。平成 24 年度の土曜授業をちょっと調査させていただいたのですが、公立小学校でも 1,801 校、中学校では 966 校、高校では 142 校、これだけの数の学校が土曜授業をもう開始しております。それで、その内訳を見ても、特に小学校について年に 3 回、学期に 1 回という、この数字が一番大きいわけでありましたが、学期に 1 回、年に 3 回というのが 50.5%、ほぼ半分、それから年に 4 回から 10 回、月に 1 回ペース、これが 37%、年に 11 回から 17 回は月に 2 回ということですから、これが 12.2%。こういう数字が出ておりますし、中学校でも、若干中学校の場合は数字が変わってまいります、年に 3 回、学期に 1 回というのが 43.2%、それから 4 回から 10 回、月に 1 回、これが 44.0%、11 回から 17 回が、月に 2 回が 11.7%、こういうふうな形の数字が出ております。意外と多いなというふうに思っております。それで、高校の場合は受験とかいろいろありますし、かなり数字も高くなっておりますが、実質的には別府市も 4 月からスタートしたわけでありましたが、まず回数と時間、これをお示しください、ことしの。

○学校教育課長（篠田 誠君） お答えいたします。

本年度は移行期間として、年間四、五回実施の検討をお願いしているところであります。時間につきましては、土曜日の午前中実施ということを考えております。

○18 番（堀本博行君） もう実施したところもあるやに聞いておりますが、いわゆる保護者とかそれから子どもたち、それから教員、それぞれの反応はどのように、どんな感じを持たれているのか。

○学校教育課長（篠田 誠君） これまでに土曜授業を実施した学校の多くは、PTA の参観日を行っております。その学校では、保護者が休みをとらずに PTA に参加できるとおおむね好評のようです。実際に参加者が、例年に比べてふえているというふうに聞いております。

教職員につきましては、生活リズムが今までと異なるため、体調に不安を感じることも考えられますが、土曜授業の目的等の理解が少しずつ進んでいくと思われます。

子どもたちについては、やはり休日が 1 日なくなるということもあって、今のところ余り好評ではないようです。

今後は、子どもたちに加重的負担とならないよう、かつ土曜に実施する多様な活動を楽しむに感じるよう工夫する必要があると考えております。

○18 番（堀本博行君） 1 つは、状況をお聞きしておりますと、先ほどいろいろ平成 24 年度、25 年度実施をしている学校がありますが、特にそういった実施する中で、教育長そのものがこういうふうな角度でやりますよという、基本方針みたいなものを出しているところが幾つかあるのです。そういったふうな、どういうふうな角度でやるのかという、そういう基本方針みたいなものを示さないと、学校現場も困るのではないかと思います。だから押しなべて、隣の学校は PTA 3 回、では、うちもそうしようかみたいな、こういう横並び的な発想で、従来のような発想でやって、先ほど課長の答弁がありました、子どもたちには負担がかからないようにという。やっぱり子どもたちが喜んで学校に来るような、こういったふうな、そしてまた保護者の方が喜んで、一番これを反対しているのは先生方というのはわかっていますから、これは。だから保護者の方々、それから子どもたちというふうな観点から、ぜひ角度を決めた基本方針をしっかり示した上で、ことしはこういうふうな形でやって、来年度はこうやって、最終的には例えば 3 年計画で大体こういうふうなところでおさめるというか、落としどころを、「落としどころ」という表現がいいかどうか分かりませんが、別府市としてはこういうふうな角度でやるのだというようなものを、しっかりとの方針をぜひ固めていただきたいというふうに思います。

それから、これは徳島県の石井町という町なのですから、ここが説明会をする前に、

教育長そのものが基本方針を発表しているのです。その中でこの土曜授業については、教科書の授業は一切やらないというふうなことを決めているのです。それで、また人権学習とか総合的な学習、それから学校行事等々と角度を決めて、それぞれこういった角度でやりますよということで各学校の校長に検討させて、それで報告をさせているという、こういうふうなことがありました。

ぜひそういったふうな、特に先般も、浜田市長も別商だったか、行っていましたし、文部科学大臣も学校現場で、どこだったかな、社会か何かを教えていましたけれども、ゲストティーチャー的な、やっぱり開かれた学校というような角度からいえば、我々議員なんか、私もPTA会長のころ、小学校のころ、しゃべってくれと言われて1時間しゃべった経験もある。議会のことについて勉強させてくれと、小学校6年の教室に行ってしゃべったことがあります。以前にもこういう職業の選択肢を広げるという意味で、名前も忘れたけれども、提案をして一時やった経過もあるわけでありましたが、特に執行部の方々でもそうですし、我々議員でもそうです。ゲストティーチャーに登録をさせていただいていろんなところで議会の勉強とかいうふうなもの、さまざまな角度からの制度といったものもぜひ角度を決めてつくっていただきたいというふうに思いますが、来年に対する、次年度、それからどのくらいのスパンで最終的に結論を出すのかわかりませんが、ぜひそういったところでやっていただきたいと思いますが、教育長、いかがですか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、昨年度の11月に法改正されまして、ことしの4月から土曜授業が実施されるようになりました。土曜日の過ごし方につきましては、学校週5日制が定着しているので非常に、新たに土曜日授業というのが、学校、家庭、地域の皆様方にやや混乱を招くのではないかと思いますけれども、別府市教育委員会としましては、子どもたちが本当に生き生きと過ごせるような、地域とともにある開かれた学校づくりを推進しておりますので、この土曜授業につきましては、基本方針をしっかりと定めて実施したいと考えているところでございます。

○18番（堀本博行君） よろしくお願ひしたいと思ひます。御期待を申し上げて見守ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次に青山小学校（上田の湯駐車場）周辺対策云々と出ささせていただきましたけれども、学校の統合が、最終的に西小学校、青山小学校の統合が今進んでおりますが、そういった中でこういう駐車場の問題が出てきて、若干面食らった部分もあるのでありますが、この件について説明会等々も開かれたやに聞いておりますが、青山小学校の通学路の安全対策、安全確保というふうなものについて説明をいただけますか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

西・青山統合小学校は、平成28年4月の開校に向けて今さまざまな準備を進めているところでございます。5月26、27日に青山小学校、西小学校で報告会を開催しましたところ、通学路の安全確保につきましても御意見をいただいたところでございます。この通学路の安全確保につきましては、開校までに整備を行って児童の安全対策に努めていきたい、そのように考えております。

○18番（堀本博行君） 前々から青山小学校の正門から真っすぐ下に下って九日天温泉、それから駐車場のゲートができていますが、九日天温泉、それからずっと下に下って公民館通りまで、ここまでのいわゆる歩道ががたがたで、もうでこぼこでかなり、白線は引いていますが、何とかならぬのかということをやっと要望を私もおたつたわけでありましたが、一向に前に進みません。現実的に、小学校の低学年の子どもたちがよくあの通りをやっと上って、私の知り合いの子どもが行くわけでありましたが、でこぼこしておつて、子どもたちからしゃべりながら、じゃれながらというふうな形で歩きながら蹴つまずいたりとかもし

ますし、高齢者が歩きにくいというふうなこともあっております。だから、ぜひその通学路については、今、課長が統合まで、統合というのは平成28年でございますので、これまでに整備をやりますというお話をいただきました。これはちょっと課長が確信を持って断言していただきましたけれども、建設部長、これは今の答弁でよろしいかどうか、ちょっと確認です。

○建設部長（岩田 弘君） 答えいたします。

教育委員会のほうで責任を持ってやりますという答弁がありましたので、今後教育委員会と整備について協議して進めてまいりたいと思います。

○18番（堀本博行君） よろしくお願ひしますよ。ぜひ前倒しでというふうな思いもあったわけではありますが、ぜひしっかりと連携をしていただいて進めていただきたいというふうに思っておりますので、お願ひをいたしたいと思ひます。

それでは、続いて小中学校のエアコンの設置についてであります、これは何回かこの議会でも出てまいりましたけれども、特にことしになって5月に学校の運動会とか全国的にやっているところも多いわけではありますが、そういった中で熱中症でかなり運ばれたとか、救急車で運ばれたとかいうふうなことも出てまいりました。我々の時代とは若干違って、特に学校環境そのものは温度もかなり高熱、高熱といいますか、かなり上がってまいりますし、また子どもたちも今、断言はできませんが、家にエアコンのない家庭というのはほとんどないと思うのです。そういった中で特に以前も申し上げましたが、エアコンと洋式トイレ。今、家で、私が今から10年ほど前、青山小学校の先生をお願いをして、三十何人かおった子どもたちに、家が洋式トイレと和式トイレ、ちょっと聞いてもらえませんか聞いたときに、30人中ほぼ30人とも洋式、中に、大きな家なのでしょう、1階が洋式で2階が和式という子が2人おったのです。それくらい洋式トイレというのはもう日常化されていますし、議会のトイレもまだ和式なので、たまにすると足が痛いときもあるのですが、そういうぐらいと同じようにエアコンもそういうふうな状況にきていますし、全国的な設置率を見ると、特に東京とか沖縄とか、こういったところについてはかなり設置率が高うございまして、特に東京の区立の小学校なんかは九十五、六%まで設置をされているという、こういう高い設置率に驚いたわけではありますが、ぜひそういった意味からそういうふうなエアコンの設置が甘えとか、エアコンは甘えだと、賛否両論あるのはわかっておりますが、設置に向けての作業を進めていただきたいと思いますが、この点はいかがですか。

○教育総務課長（重岡秀徳君） 答えします。

現在、学校には図書室、パソコン教室、保健室、職員室、事務室にエアコンを設置しております。一昨年、普通教室の室温調査を行いました、幼稚園、小中学校、おおむね4校ずつの抽出調査であったため、本年度は全ての小中学校を対象に実施する予定でございます。その調査結果を精査した上で検討していきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） 設置費が高いとか、いろいろあります。一括で云々という。中にはエアコンをリースでやっている学校もあるようであります。さまざまな検討を加えていただいて考えていただいて、設置に向けて努力をしていただきたいというふうに思ひます。

それから、次の項目に行きます。

市民と議会との対話集会の件についてであります。

これは、ことしは2年目、2年目といいますか、昨年から引き続きことしも早い段階で5月12日から4日間かけて、かなりの参加者もいただきました。手前みそであります、議会としても大成功したのではないかと思います。それについても皆さん方の御意見・御要望については、特に議会に対する要望、執行部に対する要望、その辺の区別というのは、市民の皆さんはありませんので、議会で昨年もことしも、今その仕分けをさせていた

だいております。昨年は、市長にも吉富議長、それから河野行財政・議会改革等推進特別委員会委員長、そして私、広報広聴委員会委員長、3人で市長にもお渡しをさせていただきましたけれども、それ以後、余り返事がなかったのですが、ぜひ昨年の分も含めて今年度もこの議会終了後、かなり早い段階でまた取りまとめをさせていただいて、市長のほうにまた提出をして……、（発言する者あり）取りまとめをして、また提出をしたいと思えますけれども、執行部としての対応、これをちょっと明確にしてもらえますか。

○副市長（中尾 薫君） お答えいたします。

昨年度の市民と議会との対話集会の報告書をいただきながら、今まだ取りまとめておりまして、正式にお渡ししていないことを、まずおわびいたします。

今回、2回目の対話集会をやられておりまして、私も2地区に参加させていただきました。堀本議員さんがおっしゃるように、集会の参加者の中には、小さな問題等を含めながらいろいろな要望等が出てまいりました。そういう部分につきましては、漏れ聞きますところによりますと、現地調査も含めて今後議会のほうでも対応を考えていくというふうな方向を聞いております。そこら辺も踏まえまして、いただいた報告書を回答するときに、説明も加えて回答するのか等々も含めまして、実効の上がるように執行部としても対応を御協力させていただきたいと思います。

○18番（堀本博行君） よろしくお願ひしたいと思います。今年度は、来年統一選挙があるということで、前倒しでかなりやらせていただきました。多くの御意見もいただきましたが、現実的に当初、先々週、特に要望の、喫緊の課題、我々としては、住民の皆さん方が不安に思っているところとか、こういったところについては現地調査も代表でやるようにしていましたが、何せ雨が続いてなかなかそうもいかなかったものですから、議会終了後に改めてまた現地調査等々も含めてしっかりと住民、市民の皆さん方の期待に応えていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次にまいります。

認知症対策について、若干やりとりをさせていただきたいと思います。

この認知症対策については、以前から私の周りにこの10年ばかりで4人ほど行方不明になりました。私もかなり捜した、私の同級生のお母さんを一生懸命捜したという、こういう経緯もあるわけでありますが、最近になって特に報道、NHKのテレビで、いなくなって7年間捜して、施設で保護されていたというテレビ報道がなされておりましたけれども、こういうふうな状況の中で、これはこれからますます高齢者はふえていきますし、いわゆる2025年、団塊の世代の方々が75歳になるという、これからますますこういうふうなことがふえていくわけでありますが、別府市の現状、まず、掌握しているかどうかわかりませんが、認知症がどのくらいいるのかというふうなことを、もしわかれれば教えていただきたいということと、それから全国で1万人を突破したとかいうふうなことも報道がなされておりますが、こういう別府市での状況、何件くらい認知症による徘徊が出ているのか、こういったふうな状況をまず教えていただけますか。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

別府市において介護認定を受けている方は、ことしの1月末時点で6,833人おりますが、その中で認知症が見られる高齢者の方については3,870人であります。さらには、在宅において介護保険の適用を受けないで生活されている認知症の方もいると想定されますので、実際には4,000人を上回る数になるのではないかとというふうに考えております。

次に、別府市における認知症徘徊者高齢者の届け出件数についてであります。別府市のみの数値は把握できておりません。しかし、議員が先ほど言われましたNHKの報道による約1万件、正確には9,607件という報道だったと思いますが、それにつきましては、全国各県警から報告数値を積み上げたものと聞いておりましたので、大分県警に問いわ

せたところ、平成 24 年度における大分県内での認知症徘徊にかかる捜索届け出件数は 47 件で、そのうち 3 名の方が亡くなっており、さらに 2 名の方はいまだ発見に至っていないという状況であると同っております。

○ 18 番（堀本博行君） 47 件という数字が出てまいりましたが、先般も大分合同新聞でしたか、この対策がちょっと出ておりましたが、具体的に御説明をいただけますか。

○ 高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

認知症高齢者に対する対策につきましては、今全国的に開催されている事業ですが、別府市においても認知症サポーター養成講座を積極的に開催しております。これにより多くの市民の方々に認知症に対する理解を深めていただくことにより、認知症高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができる環境を、皆さんの支え合いでつくっていきましょうというものであります。

また、さらには現在徘徊を早期に発見するためのネットワーク体制の構築に取り組んでいるところであります。具体的には、昨年 7 月に立ち上げました別府市高齢者等孤立死防止対策ネットワーク会議の中で、今後は認知症徘徊者に対する見守りと発見のための組織に拡大してはどうかという議論がなされまして、今年度から名称も「別府市高齢者等見守り支援対策会議」に変更したところでございます。近日中には市内コンビニエンスストア 13 事業所とも協定の締結を予定しております。また、さらには公共交通機関や金融機関などにも拡大を図りながら、別府警察署を初めとした関係機関とも連携を密に、認知症徘徊高齢者の早期発見も見据えた見守り支援体制をより強固なものにしてまいりたいというふうに考えております。

○ 18 番（堀本博行君） その体制をしっかりと充実していただきたいというようなことと、認知症のサポーター制度の養成講座、これもしっかりと拡充をしていただきたいというふうに思っております。

それと、県とか市によっては認知症のチェッカーという、ホームページの中に自分の認知度をいろんな質問があってチェックを入れて、最終的に認知度が出るというふうな、ホームページの中にそういうふうなことを組み込んでおって、それで、それをチェックした後に、危ないなという人については、こういうところという病院とかそういったものを載せているという、こういうところもあるのを見ました。我々もう余りそう遠くない時期にそういう年代に入りますから、（発言する者あり）いやいや、それはまだわかりません。ぜひそういうふうなことも考えていただいて周知徹底を、認知症に対する、要は家庭の中で認知症を隠そう、隠そうという、こういったふうなこともありますし、認知症の方々の、私のところも、うちのおふくろが祖母を介護して五、六年、本当に苦勞して、家の中で一生懸命介護しておったことがあるわけでありまして、本当に言葉で言うような、それは大変な、1 週間の中で 3 日間施設に預けるとかいうふうなことがあったとしても、現実的にはそれは毎日毎日のことですから、大変な状況がありますから、ぜひそういうものについてはオープンにしながら行政で、それからまた地域で支える体制というのをしっかりと組み上げていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

では、次にまいります。

市営住宅の管理運営についてということですが、この市営住宅の、まず前回も浜脇の店舗部分の話もさせていただきました。これ、実は私の友人があそこに入っております、もう長年あそこで事業を展開しておったわけでありまして。実はもうけたのでしょ、出てビルを買って、そこのビルに移りました。そのときに要するにあのスペースの中をきっちりとしたパーティションで区切って、それから所長の机、それから営業がこうあって、カウンターがあって、それでパーティションをきっちりやっておったのです。そのときに私がたまたまそのビルに表敬訪問で、おいでと言うから見に行って、ここが社長室と

か、いろいろ見ておったわけでありますが、そういった中でも、その話の中で、もともと建築業ですから、パーティションなんかもちきちんとしているのですね、きちっとした間取りもつくって、それでやっていた。いわゆるもとに戻して、全部壊してもとの形にして、全部取っ払ってもとに戻してくれというふうに言われたのだけれども、例えばこの次に入る方が決定をして、これ、このままくださいというふうになったときにそれを使えないものかな、こういうお話をいただきました。

しかしながら、条例等を繰ってみても、もとに戻してというふうなことになっているのですが、それはちょっとしっくりこないのですね。要するにこれを壊す、例えばもとに戻すというふうなことのお金が惜しいわけではないよと。だから、例えばその分の見積もりでお金を役所に差し上げても構いませんよというぐらひの話をしておりました。だから、例えばその次に入ってくれる人がおるかどうかわかりませんが、入っていただいたときに、これを壊してくださいといったときにびしっともとに戻して壊すという、こういうふうな選択肢はないものかというふうなお話をいただいたのですが、この点はいかがお考えでしょうか。

○建築住宅課長（江口正一君） お答えいたします。

議員の御指摘は、新入居者の経済的負担を軽減し、出店しやすいような運用ができないかという御趣旨と思います。例えば同じ業種の事業者が出店した場合、以前の内装のまま営業できないかとの御意見と思います。しかしながら、店舗入居時には内装、トイレ等の設備が全くない状態で契約をしております。これは、新しく入居する事業者には極力制限を設けず、自由な発想で店舗づくりをしていただくことにより事業収益を上げ、さらには商店街の発展にも貢献していただきたいとの趣旨によるものです。また、仮に退去者の設備を使用して、その設備が原因で他の店舗に損害が出た場合、その責任が退去者にあるのか、現在の入居者にあるのか不明確になるなど、不都合が出てくることが考えられます。

したがいまして、条例及び当初の契約書のとおり退去時には内装や設備等を撤去し、原状回復していただくこととしておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○18番（堀本博行君） 答弁が非常に現実的ではないですね。もちろんそういう条例改正とか何とかというふうな問題もあろうかと思いますが、現実的な対応をぜひしていただきたいと思いますし、例えばその形で、今の状態のままで、パーティションがあったままでそのまま使えば、次に入居する人たちの経費の削減にもなりますし、新しく入った人がそこで頭をぶつけてけがした。前の人が、こんなものがあるからだなんということはあり得ませんから、そういう答弁は、ぜひしっかり検討していただきたいというふうに思います。

それともう1つが、よく言われるのが、前からこれも特に昭和の時代に建った市営住宅が風呂おけ、シャワーとか、こういったふうなものについては、自分で設置しなければいけないというふうなことがあります。それで、退去する人が風呂おけも持って出なければいかぬ、シャワーも設置を外して出なければいかぬという、こういったふうなことについても、もともと私は、これは行政が最初から設置するべきだ、こういうふうに主張しておりますが、その点はいかがお考えですか。

○建築住宅課長（江口正一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市営住宅の大半は昭和の時代に建設されており、当時は大分県下統一の基準といたしまして、浴室のスペースだけを設ける設計となっております。別府市内には多くの共同温泉が点在しており、市営住宅におきましても、その敷地内及び隣接地に温泉施設がある住宅もございます。こうした恵まれた状況も、設備を設置していない要因の1つと考えております。また、約9割の市営住宅が建設後30年以上経過しており、近年老朽化のため維持管理費も増加しております。仮に風呂釜、浴槽など設備を市が設置した場合、設置費用や維持管理費がさらに増加すると考えられます。

議員御指摘の点につきましては、今後、入居者の住環境の向上の観点から、浴室設備のあり方について調査研究してまいりたいと考えております。

- 18 番（堀本博行君） ぜひよろしくお願いしますというふうなことしか言えませんが、それともう1つ、よくうちの校区には市営住宅がたくさん、青山の住宅なんかあります。それで、今市営住宅の高齢者がすごく多くなっています。3階、4階の20年、30年おる方々がたくさんいます。そういった中で今住みかえ制度というのがあるにはあるのだけれども、それを待っていると死んでしまいます、というふうに言われることが多いのです。だから、ちょっといろいろ考えていただいて、上の人を下におろせるようなシステム、若い人については上のほうに行っていただくとか、こういうふうなやり方はちょっとまだ私も思いつきません。もうちょっと勉強したいと思いますが、ぜひそういったことも含めて御配慮というか、しっかり考えていただきたい、このことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それから、ピロリ菌については、これは先般もちょっとやらせていただきましたが、このピロリ菌が発見されたのがすごく最近、最近といっても1982、3年ぐらいに発見をされて、それまでは胃の中に細菌が入っても強い酸で細菌はほとんど死んでしまうという。実際ピロリ菌も胃の中に入れば、幼児期の子ども以外の我々の年代でピロリ菌が入れば、20分程度で全部死滅をしてしまいますというふうなことがあります。だけれども、実際に例えば幼児期、前も申し上げましたが、この議場における我々の年代の中の7割から8割はピロリ菌がおります。それくらいに我々の年代というのは殺菌されていない、消毒されていない井戸水とか、こういったふうな飲料水を飲んで育った我々の世代というのは、大体8割方ピロリ菌がおります。このピロリ菌が20年、30年という年代を経て、それで最終的には胃潰瘍から萎縮性何とかというのになって、それで胃がんになるという、こういう経緯があるわけでありますが、このピロリ菌そのものの除菌とか、こういったふうなものについても、今慢性胃炎、それから胃潰瘍、十二指腸潰瘍、こういう人たちについては保険適用になっていますが、ほとんどが埋まっていないというような状態であります。市町村によっては中学3年生の段階でピロリ菌がおるのかどうかという検査だけをして、それで確認をするというふうな市町村も今出てきております。

しかしながら、このピロリ菌の周知とか、一部の学者、私もずっとこのピロリ菌の本を読んでおって、結局、最終的に学者によってはピロリ菌の除菌ががん撲滅のキーポイントだというふうに言う先生もいらっしゃいます。その辺のこともあるわけでありますが、今の段階ではまだまだそういうふうな段階でもないようであり、さまざまなピロリ菌に対する、いわゆる除菌をしたときの副作用といいますか、こういったものを心配する声もかなりあるようでありますので、きょうは今回、ぜひ健康診断の中の1項目に入らぬかというようなことと、それができなければ助成といったふうなものについても何とかならぬかというふうな質問を、項目を上げておりましたが、なかなかいい答弁がもらえておりませんので、もう、できませんという答弁を聞いてもあれですから、今回はこの程度で終わりたいと思います。

では、実際にこの中の胃カメラを飲んだ人というのは、必ずピロリ菌の胃粘膜の検査をしますから、ピロリ菌おりますよと必ず言われます。おったでしょう。あなたのピロリ菌は元気がよさそう。それぐらいほとんどいるのです。そういうことで、さらに勉強させていただきながら、当局もしっかり勉強していきたいというふうに思っておりますので、この項はこれで終わりたいと思います。（「答弁は要らぬの」と呼ぶ者あり）答弁は要らない。

それから、次に行きます。

猟友会の高齢化について。

これは、私もいろんな形で猟友会の方とお話をする中で、猟友会はかなり高齢化してお

りますし、もう猟友会そのものが今は絶滅危惧種だなんて冗談を言いながらよく話をするのですが、この年齢とか年代とかいうのは、きちっと資料をもらっておりますが、具体的にこういう猟友会の方々の人の確保というふうなことで、何か支援とかいうふうなものをやっておられますか。これ、教えてください。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

別府市では、猟友免許の取得者の確保のため、以前より初心者講習会の受講者に対する助成を行っております。また、猟友会の方々の意見を聞く中でドッグマーカー、猟犬の位置を確認する電波発信機が必要であるとのことから、今年度ドッグマーカーの支給を行う予定にしております。

○18番（堀本博行君） 今後、今後というか、当局に聞いていいか悪いかというのがありますが、今後どのように考えておりますか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

別府市では、今猟友会員の後継者の問題は、非常に大切な問題であると考えております。現在別府市のほうの協議会で猟友会、J A、森林組合、農業委員会、別府市で、別府市鳥獣害対策協議会を設置しております。その中で、今後の件について十分協議していきたいと考えております。

○18番（堀本博行君） こういう現状、高齢化している現状、なかなか普通のサークルのようにして、入りますということにはいきませんが、ぜひこういう現状を周知しながら御支援をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、カラス対策について。

これも先般、何月だったか、5月、先月か。私の知り合い、例のホテルパストラルがあります。パストラルの上に小さな公園があるのです。この公園のちょうど真向かいに住んでいる方なのですが、御婦人の方で、ちょうどそこで2階のベランダで洗濯物を干しておって、ちょうど内側を向いて外を背にして洗濯物を干しておったら、後ろからカラスに襲われたのです。どおんと後頭部にぶつかってきて、それで何が起きたのかというぐらひびっくりしまして、ぱっと振り向いたら、カラスがぱたぱたと逃げていったというのです。それ、びっくりしまして、いつとき、その御婦人はベランダに立ち切れなかった。そのくらい怖かったというのです。それで洗濯物を干すのが、とにかく窓際、外を背にする洗濯物を干し切れなくなったといって、当局に話をしてちょっと実態調査に行ってもらいました。

先月は境川小学校の児童がやっぱりカラスに襲われたというか、これも実際先月の話ですか、あります。これ、私なんかも別府公園をよく歩くのですけれども、この時期になるとやっぱり怖いのです。特に5月、6月というのは子どもを産む時期ですから、それが後頭部にぶつかってきて、ぱっと飛んで、飛んでというか戻って、電柱の上にとまっておって自分をにらみつけるというのです。もう怖いのだと言って、私なんかもやっぱりこういう繁殖期、5月、この時期に別府公園を歩くのは怖いですよ。それくらい最近のカラスはちょっと大きいのもおりますし、そういうカラスの捕獲の許可というのは、これはどうなっておるのかということと、それから捕獲する、だれが捕獲してどういうふうになっ

ておるのか、ちょっとその辺簡単に説明してもらえますか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。
カラスの捕獲許可ですが、現在は農作物の保護の観点から、市街地以外の地域に対し年間を通じた許可を出しております。対象としては猟友会の方々になっております。

○18番（堀本博行君） 捕獲数はわかりますか。

○農林水産課長（八坂秀幸君） お答えします。

平成18年度55羽、平成19年度89羽、平成20年度108羽、平成21年度75羽、平成22年度79羽、平成23年度147羽、平成24年度3羽、平成25年度2羽となっております。

○18番（堀本博行君） この対策というのは、いろんな形で調べても対策というのは、もう近寄るな、刺激するなというふうなことしかないのですね。特に巣から子どもが落ちたりとか、こういったときが一番危ないというようなこともよく言われます。だから、こういう対策をどのようにしたらいいかと言われても、あなたも困ろうから、こういうふうな時期については注意喚起をするような形の、別府公園なんかもそうですし、小さな公園、特によく言われたのが傘、傘のとがったもの。とがったものをこの時期に巣におけるカラスに向けると攻撃してくるという、こういうふうな習性もあるというふうな、調べたらいろんなケースがありました。一回襲われると、さっきの御婦人の話ではないけれども、一回襲われるとやっぱり怖いのです。私は襲われたことがないからわからぬのだけれども、ベランダで洗濯物を干すのが怖いという、こういうことをおっしゃっていましたので、こういうことがあったというふうなことも認識をしていただく意味で上げさせていただきました。

最後に、ゆめタウンの件についてということで出させていただきました。

先般、河野議員の質問の中で、市長がずっとお話の中で陳謝という形でおわびを市民の皆さん方にしたというふうなことが、ちょっと私はびっくりしたのです。この時期に謝るかなと思ってびっくりしました。大体陳謝すればそこで一応終わりなのだけれども、また頑張って何かやるみたいなおことをおっしゃっていましたから、これから後何カ月かでどういふふうな形の動きになるのかなというふうな思っておりますけれども、現実的にはこの何年間ゆめタウンが建って、選挙があつてゆめタウンが建って、協定書が何回も何回も修正され修正され、結局のところ最終的にはもうだめだ、もうできませんというふうな形になって今日に来ているわけであります。

先般、中尾副市長がゆめタウンに行ったというふうにお聞きしたのですけれども、その行ったときの状況がどういふ状況だったのかお聞かせをいただければと思いますが、中尾副市長、答弁できますか。

○副市長（中尾 薫君） お答えします。

5月21日の日に、就任の挨拶を兼ねてゆめタウンの本社を訪問しました。株主総会の前でしたが、山西社長もみずから対応していただきました。私も、長年の課題でありますので、挨拶といいながら、かなり突っ込んだ、ある部分失礼な言い方もしたかと思いますが、丁寧に対応していただきました。山西社長は、経済情勢や社会情勢の変化、それから会社の状況等も説明してくれましたが、残念ながら協定書の履行・不履行については明言をしていただけませんでした。ただし、地域貢献についてはしっかりやっていますというふうなお話でございました。

先日の河野議員さんの御提案の中でもちょっと触れられたかと思うのですが、ちょうど私と部長とで行ったのですが、2人で行っても、その話が若干受け取り方が違う部分もありますので、議会の代表の方、市長等で、またイズミの代表者と会うことによって、どこら辺にどうなるのかというのが、あくまでも実行するのはイズミ側でございますので、そこら辺がしっかりわかって新しい展開ができるのではないかなと副市長としては期待もし、待っているところでございます。

○18番（堀本博行君） ありがとうございます。

○4番（野上泰生君） きょうは、人事それから地域における福祉、特に民生委員さんの件、それと持続可能な地域の経営という3点でお伺いをします。

まず人事ですが、現在の別府市の人材育成の仕組みについてお聞かせください。

○職員課長（樫山隆士君） お答えをいたします。

現在の人材育成の仕組みでございますけれども、別府市では平成24年8月に「キャリアアッププラン2012」と題し、人材育成型の人事制度改革に着手しております。これは、

従来からの人事制度を有機的に関連づけ、個々の職員の採用から退職までの間、別府市職員としてみずからの資質の向上を図るとともに、組織が一丸となって目標を達成し、課題を克服できるような職場環境の構築を目指すため、人材育成に主眼を置いた人事制度改革を行うものでございます。

この改革を実施していく中で、PDCAを着実に実行していく組織文化を根づかせることができればというふうに考えております。

- 4番（野上泰生君） 新しい人材育成制度は、大変期待をしていますし、やはり人を育てることに、きょうの日経でも公務員の人件費のことで書いていましたが、ああいう数字を、給与をどうこうするという議論も当然ありますけれども、やはり一人一人の能力を高めて生産性を上げていくということが重要だというふうに考えていますので、ぜひ人材育成は注力していただきたいと思っています。

これからの行政運営に関して考えますと、これは私見なのですが、恐らく公務員の仕事の仕方というのは、大きく変わらざるを得ないだろう。すなわち今まではいわゆる上から言われたとか、決まったことをきちっとそれに従ってやっていくのがすぐれた公務員。ところが、これからはそういうことではなく、やはり地域の企業やNPOと組んでいきながら課題を解決していく。そういう形に行動が変わらざるを得ないと思うわけです。そういうときには当然ながら企業やNPOの文化を理解し、経験を積んでいく、経験値の高い人材を育成する必要があると考えています。

そういった流れの中で、これはこういった提案なのですが、企業やNPOに一定期間人材を派遣して、つまり市役所の中だけで育てるのではなく、実際に外で経験をさせて人を育てていくということも考えられると思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

- 総務部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

別府市では、青年海外協力隊でことしの3月まで技術職の職員をアフリカのナミビアに2年間派遣してまいりました。また、現在消防の職員も中米のエルサルバドル共和国に派遣をされております。人材育成の観点から、行政内部の研修だけでなく、市役所から出て、また別の環境で業務に当たることは、行政とは違う見方ができるようになるということで非常に実のある体験をするだけではなくて、また市のほうに戻ってきてから市民サービスの向上に、より市民に近い感覚で市民サービスの向上につながっていくものと考えております。

NPOなどへの派遣は、まだ実施したことがありませんが、他都市の例などを研究して、今後必要に応じて、取り入れられれば取り入れていきたいというふうに考えております。

- 4番（野上泰生君） どうもありがとうございます。海外に、ああいったところに派遣されていろいろな経験を積んで帰ってくるというのは、非常にいいことだと思いますし、若いころにそういう経験をする事ですごく広い視野ができるのではないかと思います。ただ残念なのは、やっぱり海外ではなく別府市の中の現場で学んでいただきたいという部分もあるわけです。例えば今、市は包括支援センターネットワークを育てていますけれども、そういうところに職員が行って一緒に現場で経験する。そういった職員が恐らく今後の地域における福祉の政策に関しては非常に役に立つと思うし、市長が今力を入れている障がい者の支援も、障がい者の主要支援、かなり大きな事業としてNPOと組んでやっていますけれども、そういうNPOのまだやっぱり経営力も弱いし、そういうところにやっぱり職員を派遣していくことで何が欲しいとかどういったことが必要かというのがわかると思うのです。だから、ぜひともそういった他都市の例もいいですしけれども、先進的に市としてやっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ御検討ください。

次は採用ですけれども、最近いわゆる公務員向けの非常に難しい専門的な試験をもう廃

止して、教養試験に切りかえて、しかも採用年数を少し高めて、つまりどういうことかという、新卒だけではなくいろんな企業と、経験をした人材を含めて多様な人を採用しようという動きが、さまざまな自治体にあるわけですが、別府市についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（伊藤慶典君） お答えいたします。

現在別府市では、面接方法等採用試験の内容を見直して、人物重視の選考を行うという形に変更してきております。優秀な人材を確保するというためには、多くの方に受験していただくことが必要であります。昨年度から筆記試験の内容を見直して、いわゆる公務員試験だけのための受験対策が必要な試験ではなく、民間企業などに勤務された経験のある方も受けやすい試験に変更してきたところであります。また、受験年齢の幅も、例えば事務の第1種試験では、これまで26歳の上限がありましたが、昨年から30歳まで幅を広げております。民間企業などの経験のある人材の募集については、これまでも建設部の技術職などで行っておりますけれども、職員の年齢構成などを見ながら必要に応じて他の職種でも検討していきたいというふうに考えております。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。そういうことで別府市でも最近変わってきている。ちょっと新卒で公務員専門の学校に行って、その試験で点数がとれて公務員になるのがゴールみたいな人材は、余り必要ないと思うのです。そうではない、公務員になることで何をなし遂げたいか、そういう目的を持った人をぜひとっていただきたい。1人採用すると3億円かかるわけですが、生涯で。3億円の投資ですから、一般企業だと相当慎重にやるし、ありとあらゆる可能性を持って少しでもいい人を採用しようと思っています。実際に今インターンシップをやればばらく様子を見ながらいい人を集めていくとか、そういった工夫をしている企業も多いので、ぜひこの採用の改革についても全面的に進めていっていただきたいと思います。

今は、今既にいる公務員が外に出ること、もしくは外部で経験、企業の経験のある人材を採用するという、そういった2点に関してちょっと聞きましたけれども、それはあくまで、どっちかという年齢の若い層ですね。これから必要なのは、やはりそういう若い人を活用していく上でも、マネジメントのレベルでもやはり企業の経験があるとか、特に専門性がすぐれている人というのはいると思うのです。別府の主要産業である観光であったり、経済政策を担う具体的に言うと課長であったり場合によっては部長クラスを外部から人材を招聘して、そういった文化を役所の中に入れていくということも大事だと思うのですが、そういった部分についてお考えをお聞かせください。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

ただいまの御指摘、本当にもっともなことでございまして、今別府市が直面をしている諸課題を解決するには、高度な専門性が必要になってきたという、こういう分野があります。専門知識を持って、またかつ経験をされた皆さん、そういう皆さんを市に招聘することができれば、いろんな形でその力、能力を発揮していただくということは、結果として市民サービスにつながるということと、また職員にとっても大変このことで勉強になる、人材育成にもつながるのではないかな、このような両面ある、このように考えております。

私自身、以前から外部人事、外部からの導入、このことについては常に思いを持っておりまして、またいろんな温泉所在都市同士で観光職員の交流ができないのか、お互いに派遣ができないのかということも模索しております。また、きょう、そういう貴重な御提言をいただきましたので、今後の行政運営にしっかり生かしていきたい、このように思っております。ありがとうございました。

○4番（野上泰生君） ありがとうございます。外部人材、導入する際は当然ながら高度な専門性であったり、その人材との、こういった目的を達成するのかという明確な約束のよ

うなものが需要だと思いますので、ぜひそのあたりをしっかりと設計していただきながら市役所の文化をより多様な人材が活躍できるような行政にしていきたいと思います。

次は、地域の福祉について伺います。

私は、この質問をするために何人かの民生委員さんから実際にお話を聞きました。かなりやはり苦勞されている民生委員さんが多くて、紹介させていただくと、ある民生委員さんは、もう既に25年ずっと民生委員をされている。独居世帯が43世帯、生活保護が11世帯、そして児童が1世帯をその方が担当していて、ほぼ毎日のように電話での確認や訪問という活動をしているそうです。それに対して、皆さんはよく民生委員さんというのは結構お金もらっているのじゃないかという話を言いますが、実際の活動費というのはわずか年間で9万7,200円。これはもうほとんど活動のための経費ですね。電話代であったり移動するための費用。中には急患のような形が出たときに、一緒に病院まで行ってあげて、タクシー代を自腹で負担している、そういったケースもあるそうです。

そのような民生委員さん、では、かと言ってお金がふえたらいいのですかという話でもなく、そういうことでやっているのではない。そういった話だったり、ある民生委員さんは、実際に人と会うときにやっぱり怖いなと思って、場所を、訪問ではなく電話をして公園に来てもらって、そこで話をしながら調査に行く。そういったぎりぎりのところで活動している民生委員さんの話も聞きました。

そういうところから、この民生委員の仕組み自体は、国とか県の話なのかもしれませんが、市としてはやはりできるだけこのような活動は、もちろん地域における福祉の最前線にいる方なので、どれだけ支援できるかという話です。その上で伺いをします。

まず、定員なのですけれども、非常に受け持ち、最近どんどんやっぱり高齢化も進んでいくし、ひとり暮らしのお年寄りの方もふえていく。別府はさらに生活保護の方も、通常の自治体の倍ほどいるわけです。そういう中でやはり本当に忙しくてたまらない。同時に後継者、なり手がいない。そういった問題があるわけですが、定員をやっぱりふやすべきだと思うわけですが、そういうふうなことに對して対応はどのようになっているかお聞かせください。

○社会福祉課長（安藤紀文君） お答えいたします。

別府市における民生委員の定員については、国から示される254人ではありますが、昨年の12月に3年に1度の改選があり、別府市では厚生労働大臣から252人が委嘱されました。国の配置基準では170世帯から360世帯につき民生委員1人となっておりますけれども、別府市内において高齢者数や傾斜地などの地域事情により、民生委員の負担が増大しているため、地区によっては増員要望が出されている状況であります。これまでも大分県の民生委員の定数ヒアリングにおいて増員要望してまいりましたが、今回の改選に向けて定数の決定が国から県に権限移譲されることに伴い、先日大分県による定数ヒアリングが実施されましたので、再度別府市の地域事情や地区からの増員要望を説明しまして、定数の増員を訴えてきたところでございます。

○4番（野上泰生君） 今までは国が主に定員を決めていたけれども、これからは県にその定員を決定する権限が移ったということです。これはチャンスだと思うので、ぜひ別府市の地域の事情をしっかりと訴えていただいて、定員をふやしていただくことを実現していただきたいと思います。

ちなみに、ちょっと私が暮らしている自治会なのですけれども、900世帯あります。先ほどの170から360世帯につき民生委員1人であれば、3人もしくは4人いていいのかなと思うわけですが、実際は2人です。これは何とかならないものではないでしょうか。お聞かせください。

○社会福祉課長（安藤紀文君） お答えいたします。

国の配置基準における区域の考え方は、別府市においては小学校単位であります。したがって、小学校区単位で計算すると配置数は満たされていますけれども、町内単位で計算すると配置数は不足しているという地域がございます。大分県からの説明では、1人当たりの平均受け持ち世帯数は、国の配置基準内であり、町内配置数については区域での調整で対応してほしいとの認識を示しております。

民生委員活動は、町内単位で活動するため、次回の改選に向けては、先ほど答弁いたしました増員要望に合わせて、町内単位における配置基準の達成についても求めていきたいと考えております。

- 4番（野上泰生君） つまり小学校区単位で数が決まるわけですから、そういうふうなアンバランスが出てきている。これは恐らく、推察するに、かつてはバランスよく配置されていたのだと思います。ただ、どんどん時代がたつにつれて人がふえていく町と、どちらかと言うと減っていく町の中でアンバランスになって、たださすがに民生委員さんの中で、では、おたくは人が減ったから1人減らしてうちに1人ふやしていいですかという調整が実は行えるかどうかですね。なかなか難しいのではないかというふうに思うわけです。おたくが1人減らしてこっちにふやせという話が、町内同士の話でできるかという話なのです。

本来なら、やっぱり定員を増員して、しかも最近はやっぱり高齢者もふえているわけだし、課題は大きくなっていくわけなので、当然もっと早く対応がなされてしかるべきだと思います。市長もこのことに関しては理解していただいたと思うので、ぜひしっかりと民生委員さんが活動できるような定員配置、それから次の人に引き継げるような形の制度設計をお願いしたいというふうに思います。

もう1つは、民生委員さんから出た意見で、やはり自治会と連携することでかなりスムーズに仕事はできるのです。また一部の自治会においては、なかなか連携がうまくいってなくて民生委員さんも苦勞しているし、結果としてそこに住まわれているひとり暮らしのお年寄りの方にとっては、なかなか十分なサポートが得られていないのではないかという意見がありました。これに関しては、ぜひ自治委員の皆様には行政のほうからも働きかけて、ぜひ民生委員さんと連携を密にしてほしいというふうに訴えていただきたいと思います。

もう1つは、具体的にこれ、行政がとれる対策なのですが、民生委員さんからよく、市からいろんな要望やアンケートをやってくれというふうなお仕事がたくさん来ます。しかもいろんな部署から来ます。ある業務に関しては、むしろ行政のほう詳しいのではないかというような内容まで聞きに来て、それを処理する時間がとにかく大変。それをまた次をお願いする民生委員さんにそういう仕事まで引き渡すとなると気が重いという話があるわけです。つまり民生委員さん側に対しての多忙化対策が必要だと思うわけですが、行政側の見解をお聞かせください。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（湊 博秋君） お答えをいたします。

民生委員さんの業務につきましては、日々ふえていることは実感として十分認識しております。福祉保健部内でも、いろんな形で民生委員さんが一番よく知っているのではないかということでいろんな業務を委託しております。この辺については、福祉保健部内で十分協議をして、どういう形がいいのか協議をしてまいりたいと思います。例えば、地域内にある地域包括支援センター等もいろいろな形で活用して、少しでも民生委員さんの業務を少なくできればと思っております。やはり日々毎日が民生委員さんは大変な御苦勞だと思います。それを知っているがために後継者が育たない部分というのもあるかと思っております。今後については、そういった部分もクリアにできるような形で、県に権限移譲いたしますので、その辺も含めて県に要望してまいりたいと思っております。

- 4番（野上泰生君） ぜひ行政側が速やかにできるそういった無駄な、無駄なではない、

調査を一本化していくとか、できるだけ民生委員さんの業務負担を減らすようなことはぜひやっていただきたいし、言われたとおり包括支援センターさんがすごく最近機能しているという話をよく聞きます。それによって民生委員さんも救われているという話がやっぱりあるので、ぜひこの包括のネットワークというのは、今後も質的また量的にも拡大をしていくことで、民生委員さんが一時的に対応すればすぐに引き渡しができるというふうな形が整っていくと思うわけですから、ぜひその辺も進めていただきたいと思います。

次は、ちょっと気になる話を聞きまして、民生委員さんと話をしていると、実は生活保護を受けられている方に対していわゆる貧困ビジネスというのですか、やはり住宅とか、そういった部分でちょっと搾取をされて、結果として問題が悪化しているようなケースがあると思うのだけれどもという話を聞きました。そこに関して市側は、いわゆる貧困ビジネスというのが今別府市にあるのかどうかということをちょっとお聞かせください。

○社会福祉課長（安藤紀文君） お答えいたします。

別府市において、生活保護受給に関する困り込みや中抜きなどの組織的な貧困ビジネスは確認できておりませんが、個々の受給者については、高齢などの理由で知り合いの方などに預金通帳や現金を管理してもらい、買い物や家事をお願いしているケースにおいて、預けている現金を窃取しているのではないかという情報が入ることはございます。

○4番（野上泰生君） 組織的な形での貧困ビジネスは、今のところ確認されていないということで、少し安心。ただ個々のケースで適当でない、恐らく法律には触れていないけれども、適当でないというケースだと思うのですが、それに対して対策はどのようにされているかお聞かせください。

○社会福祉課長（安藤紀文君） お答えいたします。

生活保護費の預り金について使用に疑わしい場合は、ケースワーカーが直接面接を行い、窃取などの可能性があれば、本人や関係者等への聞き取り調査を行っておりますけれども、受給者本人が依頼している立場のため、事実確認は困難な場合があります。その対策として、御本人の希望があれば生活保護費の支給方法を変更することや、社会福祉協議会の安心サポート、日常生活自立支援事業や成年後見人制度の利用などを進めて対応しております。

今後とも福祉関係課や社会福祉協議会などの関係団体との連携を進める中で、貧困ビジネスの発生を監視していくとともに、生活保護者の状況に応じた適正な実施に向け努力してまいりたいと考えております。

○4番（野上泰生君） 課長といろいろお話しさせていただく中で、結構大変なのだな、現場の業務は。よく理解できました。ぜひともネットワークをいろいろ形成していきながら、別府はどうしても数が多い地域です。中、その数は多いけれども、やっぱり質的にしっかりとした保護をして、できるだけ速やかに自立していただくとか、できるだけ健康状態を害さずに暮らしていただく、そういったことが大事だと思うので、ぜひそのあたりのところはよろしく願いいたします。

次の項目に行きます。

持続可能な地域の経営ということでお伺いをします。

私は、ちょうど北浜で旅館を経営してまして、小さくて、吹けば飛ぶような小さな旅館を経営しているわけですが、ことしで20年目です、経営をして。その中で、その間結構これはまずいかなと思うようなときもあったし、常に資金繰りどうしようとか、売り上げが減ったらどうしようみたいな、そういった危機感というか、それにさいなまれながらこの20年間やっていくわけです。

そういった中で自治体の財政とかを見させていただくと、なかなか、大丈夫なのかなとやっぱり正直そろそろ恐ろしいものを感じるわけです。特に国が1,000兆円も借金があるなん

というのは、もうまさに想像もできないし、これをどうやって返していくのだろうとやっぱり思うわけです。もし国が返せなくなったら、大変な影響が市に及ぶわけで、例えば今臨時財政対策債のような形で資金調達をしています、あれもいつ、もう無理ですから、あなたたちが返してくださいというふうに国から言われるのではないかと本当に思います。そういった観点から持続可能性というのは、やはり経営している者にとっては、売り上げを伸ばすとか稼ぐということも大事ですけれども、いかに続けるか、いかに潰れずにやるかというのは重要なテーマなのです。特に行政は潰れようがなくて、行政が破綻したところで地域には住民がいるし、生活があるという話ですから、とても持続可能性を追求していくというのは大事だと思います。そういう観点から質問をさせていただきます。

まず人口ですけれども、人口がこれから減るという話が、市原議員からもあったし、以前は三重議員から、やはり人口が減るので、どのようにして居住者をふやすかという話もありました。いろいろ調べると出ているデータでは、今後 20 年間一貫して平均して別府市は大体 750 人ぐらい毎年減るだろうという予測ですね。基本的に別府市は自然減が大きくて、社会減は少しプラスですから、実際亡くなる方もたくさんいるし、生まれる子どもは少ない。社会増ということは、やはりよそから入ってくる人は比較的いるといったことだと思います。そういった中で別府市は、ぜひとも私は、移住や定住といった形で人口を何とか、ふえないまでも何とか維持する、減り方を抑制するということは大事だと思うわけですが、それに関してどのような取り組みを今されているかお聞かせください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） 答えいたします。

本市の総合計画では、持続可能な財政運営ということは掲げておりますけれども、人口減少対策としての移住定住を政策の柱としては明記しておりません。現在移住希望者には簡易なガイドブックで対応しておりますけれども、十分ではありません。また、民間団体との連携も模索中であります。

今年度の取り組みといたしましては、行政提案型協働事業によって移住定住促進パンフレットの制作と配布事業を実施するようになっております。別府の魅力を効果的に PR するために、行政とは違った視点で民間の発想、アイデアによってパンフレットを作成し、効果的な活用方法についても提案していただくように、今公募選考中であります。ただ、パンフレットはあくまでもツールです。したがって、やはり人口減少というよりも、もう既に人口急減とでも言われているような状況に対して、本市の政策の方向性を明確にしなければならぬと思っております。

移住定住は、住む、働く、それから環境という要素がありますので、いろいろな行政分野がやはり全庁的な取り組みをしなければならないと思いますし、また移住定住は、中長期的なまちづくりでもありますので、行政主導というよりは民間団体、民間との協働の発想が必要になるのではないかとというふうに考えております。

○4 番（野上泰生君） ありがとうございます。私も、平成 23 年 9 月の議会においても、ふるさと回帰支援センターという東京にあるふるさと回帰をサポートしているところの理事長さんの話を聞いて、実は移住定住で人を呼ぶことは、地域にとって経済的にもプラスだし、財政的な負担もそんなにないのだよ、いいのですよという話を紹介させていただきました。そのときの行政側の回答は、他の自治体に先んじられないように団塊世代や子育て世代の移住を促進するような情報発信について今後検討していただくということでした。それを受けて、恐らく 2 年ぐらい前から準備していただいていたし、ガイドブックができたり、今回の協働事業でもパンフレットをつくるということで、着実に前には進んでいたと思います。ただ、もっとスピードアップを要求したいわけです。ぜひとも私は、もっと本格的な政策としてこれをしっかりと推進すべきだし、やっぱり人口というのは、その地域の力です。企業にとって売り上げが力のように、人口がある程度一定規模な

いとその地域というのはだめだと思っています。そういう意味ではしっかりと今度変わる総合計画にも記載をして、総合的な政策として上位に持って行っていただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○企画部長（釜堀秀樹君） 答えいたします。

現行の総合計画は、東日本大震災前の平成 23 年度に策定したものでございます。平成 28 年度からの後期基本計画の策定に向けて、現在これまでの施策の成果を検証しながら、これからの施策を再構築する予定になっております。大震災以降の防災減災の意識の高まりや、先ほどから議論になっております人口減少問題、また公共施設の改修、社会インフラの整備など、これまでも指摘されました課題が、より顕在化しております。また、その基本構想の見直しも、そのため視野に入れなければいけないというふうには考えております。

今年度、市民意識調査を実施します。あわせて移住定住についてもアンケート調査が行われる予定でございます。また、現在行政経営会議におきまして、人口減少、超高齢化社会を見据えた問題につきまして、各部各課からその問題点、対策について集約を行っております。これらを踏まえまして、本市の人口減少、超高齢化社会に対応する政策の方向性は決定していきたいというふうに考えております。

また、議員御指摘の総合計画は、将来目標とその実現のための施策を明らかにするものでございますので、その総合計画に人口減少対策としての移住定住の促進等を明記しなければならないのかなというふうに考えていますし、また市がその旗振り役として大変重要であるというふうに考えております。

○4 番（野上泰生君） ぜひ総合計画にもしっかりと明記をして、この政策を進めて行っていただきたいと思います。人口が減るといっても、恐らく全ての自治体が同じ比率で減るとは当然思えません。人口を維持していく自治体と、極端に減る自治体のつまり二極化ですね。東京のようにふえるということは余り考えられないわけですが、せめて別府はこれだけ温泉というすばらしい天然資源もあって、豊かな医療サービスも提供されていて、環境もよくて、おいしいものも食べられる。こんなまちが、大体人口が減ること自体、私はおかしいと思うわけです。ぜひ別府は生き残っていける自治体になるべきだし、そうしてほしい。そのための非常に重要な戦略が、やはり移住定住政策の促進であって、人口減に対しての施策であるというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

次は、医療費増大の抑制についてです。

非常に今後さまざまなコストがアップしていく要因として最大のものは、やはり医療費の増大なのかなというふうに考えています。私は、過去の議会においても平成 23 年の 9 月は、筑波大学がやっている取り組みに関して、新潟の見附では、1 人当たりの国保の医療費が、1 人平均 10 万円以上削減できた——健康づくりを進めていく上で——ということが、しっかりとしたエビデンスに基づいて産官学で行われているという、そういった指摘をさせていただきまして、実際にこちらの執行部のほうも、今後こういった産官学連携の取り組みについて検討していくという話をいただいています。

次、平成 24 年の 12 月には、実際に見附に私は訪問した報告ということで、彼らが実は健康づくり教室だけではなく、総合的な政策として、恐らく最上位の政策として健康というものを位置づけて、市長さんみずからがありとあらゆる機会で行っていること、そして、その担当部署がしっかりとあって、政策的にも明確な目標設定をして行っている。どういった構造の予算をとっているかまで含めて、市には報告をさせていただきました。

そこで、市長は、健康寿命の延長は非常に最重要課題であって、全庁体制で頑張るといふような答弁もいただきました。平成 25 年の 6 月議会においては、国保の財政の健全化は非常に急務であって、そういった観点からも必要だ。前回の議会でも、専門的な人材や

部署を創設してくれとお願いしたら、前向きに検討していただくというふうな回答もいただきました。実際、今は市役所の中で健康寿命延伸推進会議ですか、対策会議ですか、できて、現場はつながろうとしているということで、これは大変ありがたく思っています。

ただ1つさらにもお願いしたいのは、やはり市長のメッセージですね。市長が市民に対してやはり危機感を持って訴えるべきだと思います。このままでは、正直言って国保だって持たないし、場合によっては国保税も値上がりになるかもしれない。そうはしたくないので、ぜひとも病院にかかる回数を減らせとか言えないでしょうから、健康づくりのプログラムをたくさん用意していくのに参加してくれとか、日常的に歩いてくれとか、もしくは市民の中でいい活動をしてほしいというふうなことを常に訴えていただきたいと思うわけですが、それはいかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） たびたび温かい御指摘をいただいております。市民の皆さんが高齢になっても元気で生き生きと住みなれた地域で過ごしたい、これはもう市民多くの皆さんの願いで、また希望だと思っております。その中で、社会にとっても今お話のありましたように、医療費の削減、さらには介護給付費の抑制にもつながるだろう、このように考えております。そのために何が必要かという、私は、もう子どものころから、例えば教育委員会においては、今肥満児が多いということも含めて食育の問題、この教育、食育。さらには健康づくり推進課としっかり連携をとっていわゆる生活習慣病、こういった問題の予防ということの健康づくりが大変重要ではないかな、このように思っているところであります。

今、具体的には健康づくり推進課が、健診受診率、健康診断の受診率の、これの向上、さらには健康教室なんかもたくさん開催をいただいております。市民の皆さんに働きかけをやっているわけですが、これは、私は、今後はさらには健康づくりという問題については、全庁的な取り組みをしていくということを以前にも申し上げましたが、このことが非常に重要であろう、このように認識をいたしております。

また、これは報告になると思いますが、現在温泉と健康に関するアンケート、昨年九大の病院、さらには別府市の医師会、大変な御協力をいただいて2万人アンケート、これは全国で初めてですが、実施をさせていただいて、先日は具体的に中間発表をいただきました。その中で本当に健康、温泉というのは、効能をうまく、入り方を考えれば健康になる。私自身もそのアンケートに、高齢者の一人でございますが、本当に私も七十有余年、温泉にずっと毎日つかってきて、今こうして健康であるということが、もう本当にありがたいと思っていますし、この温泉と健康といった問題ですね。このアンケート結果を、先日は全国市長会の温泉所在都市の総会で医師会の皆さんの了解を得て発表させていただきました。大変好評でございます。今資料の請求、具体的な詳しい資料の請求が来ているところでございます。このことは、しっかりとこれから、まだ中間発表ですから、この後、温泉に何分ずつ入ってきた人、それから時々入る人、それと時間の配分だけではなくて時間帯、いろんなことを詳しく今医師会のほうでまた十分な検査をやっていると思います。このことで本当にこれから温泉と健康、温泉の効能、健康、こういったことをしっかりと踏まえながら健康をアピールするまちづくり、これをしっかり進めていきたい、このように考えています。

○4番（野上泰生君） 市長は、本当、健康そうというか、毎日温泉に入られているようで、大変いいなと思います。この調査の結果も楽しみです。ただ一方、もう何回も言っているとおり、別府市の市民の平均健康寿命というのは、一般的な都市よりもやはり短いという現状があります。しかも、医療費の地域差指数でもたしか1.2ですか、つまりほかのところよりも平均して2割ぐらい高いわけです。ちょっとその辺、数字は正確には知りませんが、そういう意味では先ほど言った恵まれた医療環境がゆえに、気楽に医療サービ

スを受けられるから医療費が高いのだというのが大きな原因だとは思いますが、やはり危機感、そういった現状を別府市民はもっと頑張れば健康に、温泉という恵みがあるのによその市よりも健康寿命が短い。私はやっぱり運動が足りないのだろーと思ひます。もしくは食生活の部分に問題があるのかなと思ひますが、そういうことをぜひ。

この間、見附の市長にもお会いして話をしましたが、（発言する者あり）私も運動不足です、はい。見附の市長にも……、見附の市長も結構太っていたわけですがけれども、話しましたが、やはりありとあらゆる場所で健康、健康。もうこれをしてないと見附市は破産する、市民の皆さん、協力してくれ。けれども、これはみんなのためにもいいでしょうという話を、ありとあらゆるところでやっばりなさるそうです。現場がやりやすくなるには、やっばりトップがそういうメッセージを発信して、市民がやっばり理解していただければ現場も動きやすくなるわけですから、ぜひ市長、一番メッセージ力が強いわけですから、発信していただきたいと思ひます。

次は、市有財産の活用です。

今、人口の問題と最大のコストである医療費の問題、次は市が保有している市有財産をどのように賢く使うかという話だと思ひますが、これは松川峰生議員が、公共施設に関してはもう既にされたので、私はそれで残った市有地の問題だけをお伺ひします。

市有地に関してはどのように利活用するのか、基本的な方針があるかどうかお聞かせください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

平成 20 年 3 月に別府市財産活用基本方針を定めておりますが、その中で未利用等の市有財産につきましては、公共的目的の利用優先を原則としつつ、行政財産としての使用目的がなくなったものや、普通財産で将来行政財産としての使用が見込まれないものにつきましては、売却または貸し付け等による有効利用を積極的に図り、それによって生じた収益を、行政サービスの財源に充てることということを基本的な考え方としております。

（議長交代、議長吉富英三郎君、議長席に着く）

○4 番（野上泰生君） 今の中では、特にもう今後公共施設として活用する見通しがない、もしくは薄い土地に関しては、もう早目に売却をしていこうという方針ですよね。それでいいのですよね。

では、その分は正しいと思ひます。民間企業だって、そんな活用する見込みのない土地をいっぱい抱えている企業なんというのは、よっぽどないわけで、ただ民間企業の場合は当然税金がかかるから早く処分してしまおうということだと思ひますが、逆に行政の場合、しっかりとその売却なり貸し付けると、当然固定資産税が入ってきたり賃料も入ってきます。売却すれば売却収入も入ってくるわけです。だから、これはもうできるだけ速やかに意思決定を早くして、どんどんと不用品資産は処分していただきたいというふうに思ひます。

では、現状、そのような対象になっている別府市が所有している土地の中で、民間利活用が可能な土地の面積と評価額というのはどれぐらいあるかお聞かせください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

昨年度開催いたしました財産活用推進会議におきまして、当課におきまして平成 26 年度に有効活用が可能な市有地を選定しておりますが、その土地の面積につきましては、合計で 1 万 4,377.05 平方メートルとなっており、評価額につきましては、これは平成 25 年度固定資産税の路線価により算定したもので、実際の売買価格とは異なりますが、5 億 6,892 万円ということになっております。

○4 番（野上泰生君） 恐らく実際の売買価格というのはもっと高くなるのかなというふうに期待というか、思ひますが、この中にも、リストもいただきましたが、まだ実際に、

本当に売っていいかどうかというのがわからない場所もあるやに聞きます。これを見ると、私がイメージしていた場所もまだ入っていない。まだまだ中途半端な利用をされて売却ができなくなってしまうような土地すらやっぱりあると思うわけです。今、議会のほうで今度特別委員会ができていろんな方針が決まっていくと思うのですが、これは経営的に見たら、そういうふうな未利用及び利用度の低い土地は、もう本当に早く意思決定をしてどんどん売っていただくというのが、私は正しいと思いますので、意見として述べさせていただきます。

最後ですね。最後、協働です。

突然ここで協働が出てくるわけですが、なぜ協働ができるかということは、後で出ますが、協働推進室というのができて1年たちました。現状、市民とどのような形で協働が進んだか、進展度合いに関してお聞かせください。

○自治振興課長（安達勤彦君） お答えいたします。

協働推進室は、行政的な課題、それから市民ニーズを市民とともに連携・協力して、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を行うために設置されております。その役割は、市の事業の担当部署と市民や活動団体とを結ぶパイプ役を担うことでございます。

市民との協働推進、これにつきましては、泉都別府ツーリズム支援事業、この中でNPO法人やまちづくり団体の方々とともに市民提案型の協働事業、それから行政提案型の協働事業を行っております。

また、昨年度より取り組んでおりました、市民と行政の協働に当たっての基本的な認識や考え方などを共有するための指針、別府市協働指針が、つい先日策定されましたので、今後はこの指針に沿って事業を推進してまいりたい、このように考えております。

○4番（野上泰生君） 指針で協働のあり方であったり、これからの方向性が示されたというのはいいことだなと思います。

1個具体的に制度として提案をしたいのですが、これは前回、森議員も一般質問の中で、現在の別府における協働というのは、やはり行政側が都合のいい部分を協働しようと言っているわけで、なかなかそれは本当の協働ではないのではないかというような問題提起がなされました。私もそれを聞いて、なるほどなというふうに思ったわけです。

よその自治体を調べていくと、実は1つのやり方があるって参入機会の提供というふうなやり方なのですが、つまり市民の側や行政がやっているこの分野だったら、実は私たちのほうが費用も安くできますよ、もしくは質が高くできますよ、私たちのほうがより市民にとっていいサービスができるのですよというふうな分野があれば、どうぞ言ってくださいと。その言ってきたことに対してやはり公平な委員会等でしっかりと協議をして、行政側が最後は、では、そうしていきましょうというふうなことに限っては、市民に協働として提案をしていく、協働していただくというふうな形であれば、要は行政側が都合のいいものだけを小出しにするのではなくて、もっとある意味、ちょっと嫌なこともあるのかもしれないのですけれども、市民として提案をして、本当の協働の環境ができると思うわけです。こういった参入機会の提供のようなものを備えていくということも重要だと思うわけですが、その件についていかがお考えでしょうか。

○企画部長（釜堀秀樹君） お答えします。

3月議会において、現在行っている協働推進事業は、本当の意味で協働になっていないのではないか、あらかじめ決まっている行政の思惑の範囲でしか働いていないのではないのかという御指摘をいただいております。

先ほど自治振興課長が答弁させていただきましたが、協働に当たっての基本的指針、別府市協働指針も策定されました。ことし市の職員また市民の方々にまずは協働の意義を十分知っていただくということが重要なことというふうに考えています。また、その中でも

に知恵を出し、一緒に汗を流すことができれば、今後そんな事業展開をしなければならないというふうに考えております。

そういう観点から、議員御指摘の参入機会の提供の必要性は十分感じているところでございますので、今後、既に取り組んでおります自治体の情報を収集しながら、今後の具体的な事業展開に結びつけていければというふうに考えております。

- 4番（野上泰生君） ぜひお願いいたします。協働を、今回この持続可能な地域経営の中になぜ入れたかという話なのですが、実はこの協働というのは、通常の今のようなそんなに財政的な問題がどんどん出てこない時期においては、正直むしろ面倒で手間のかかることなのかもしれないのです。ただやっぱり恐ろしいのは、今後そういった人口も減ったり借金がふえて十分な社会保障ができなくなるというのは、正直もうこれは完全に予見されている事実なのです。そうすると、今までのような行政がやってきたサービスというのは、当然提供できなくなるという、これももうあらかじめ予見される事実なのです。そうすると、そういったときに誰が困った人を助けられるのですかという話。そのときには、もう市民の方にやっていただく以外にないわけです。行政と市民が協力しながら課題を解決していく方法しか、もう残されていないわけです。そういった、もう今後かなり危機的な状況が起きたときのためにどうやって市民の生活を守るか。そのために協働というものをしっかりと訓練をして、市側の人材も育てる、もしくはパートナーとなるNPOやそれぞれの市民のグループをちゃんと育てておくということが、本当に危機管理でサバイバルのための政策だと思っているのです。

浜田市政は、スタートは非常に早かったわけです、協働事業を始めて。ただあれはあくまでまちづくりの楽しい事業をやろう。そうではなく、これからは本当にサバイバルしていくための行政がやっぱり絶対やっていかなければいけない危機管理という意味でも協働というものは捉えて、しっかりとやっていただきたいと思います。

- 議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす6月17日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす6月17日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時50分 散会